わかりやすい 令和7年分

年末調整

実務のポイント



6

公益財団法人 全国法人会総連合

令和7年分 わかりやすい 年末調整実務のポイント 解説動画のご視聴について

本冊子の解説動画をご覧いただくことができます。 スマートフォンなどで以下のQRコードを読み取るか、 または、「全法連動画チャンネル」で検索してご覧く ださい。

QRコード



※ QR コードは (株) デンソーウェーブの登録商標です。

年末調整とは、給与の支払者が、給与の支払を受ける人(給与所得者)の各人ごとに、 その年中に支給されることが確定した給与の総額について納めるべき所得税及び復興 特別所得税(以下「所得税等」といいます)の年税額(年調年税額)を算出し、その年税 額と毎月(日)の給与や賞与から源泉徴収していた所得税等の合計額との間に生じた 差額について、その過不足額を精算する手続をいいます。

この差額が生ずる要因として、①給与等の税額表は年間を通して毎月(日)の給与の額に変動がないものとして作成されていますが、実際には昇給や残業手当により毎月の給与額が変動すること、②年の中途で控除対象扶養親族等の数が増減しても年初にさかのぼって再計算しないこと、③生命保険料控除、地震保険料控除等は年末調整の際に控除することなどがあります。

この年末調整により、多くの給与所得者は所得税等の納税が完結し、確定申告の必要がなくなることから、年末調整は給与所得者にとっても給与の支払者にとっても重要な手続といえます。

令和7年度税制改正では、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。この改正は、令和7年12月1日に施行されますので、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます。

本冊子が、より適正・円滑な年末調整事務の一助になれば幸いです。

なお、本書の発行に当たっては、税理士の杉尾充茂先生にご執筆、ご協力をいただきました。厚くお礼申し上げます。

公益財団法人 全国法人会総連合

目 次

Ι	昨年と比べて変わった点	3
	令和7年12月1日以後に行う年末調整の改正 【令和8年1月1日以後に適用される改正】	3 4
П	年末調整の手続	5
	1 年末調整の対象となる人 2 年末調整の手順	5 6
Ш	年税額の計算のための準備	7
	 申告書等の準備 「扶養控除等(異動)申告書」の提出・記載内容の確認 「基礎控除申告書」の提出・記載内容の確認 「配偶者控除等申告書」の提出・記載内容の確認 「特定親族特別控除申告書」の提出・記載内容の確認 「所得金額調整控除申告書」の提出・記載内容の確認 「保険料控除申告書」の提出・記載内容の確認 「保険料控除申告書」の提出・記載内容の確認 「特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」の 提出・記載内容の確認 	7 8 21 23 28 31 33
IV	令和7年分年税額の計算	47
V	徴収税額との精算	50
VI	年末調整の再調整	52
VII	法定調書の作成と提出	53
	 法定調書の作成と提出期限 提出方法 「給与所得の源泉徴収票」の提出範囲等 記載例 	53 53 55 56
参考	行令和7年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表	60-68

丁 昨年と比べて変わった点

令和7年12月1日以後に行う年末調整の改正



これらの改正は令和7年12月1日以後に行う年末調整について適用され、令和7年11月30日以前に行われる年末調整は改正前の法令が適用されます。

なお、この改正は令和7年分の所得税から適用されますので、死亡や出国により令和7年11月30日以前に年末調整を行った人は確定申告により改正法の適用を受けることができます。

(1)給与所得控除の見直し

給与所得控除について、55万円から最低保障額が65万円に引き上げられ、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました(60頁参照)。

(2) 基礎控除の見直し

居住者の合計所得金額に応じて、基礎控除額が最高 95 万円まで引き上げられました (22 頁参照)。

	基礎控除額		
合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額) (注2)	改正後		改正前
	令和 7・8 年分	令和 9 年分以後	CXIE用J
132万円以下(200万3,999円以下)	95 万円 (注1)		
336万円以下(475万1,999円以下)	88万円 (注 1)		
489万円以下(665万5,556円以下)	68 万円 (注 1)	58 万円	48 万円
655万円以下(850万円以下)	63万円 (注1)	20 111	
2,350万円以下(2,545万円以下)	58 万円		

- (注) 1 58 万円にそれぞれ 37 万円、30 万円、10 万円、5 万円を加算した金額となります。 なお、この加算は、居住者のみ適用があります。
 - 2 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
 - 3 合計所得金額 2.350 万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

(3) 特定親族特別控除の創設

居住者が特定親族を有する場合、その居住者の総所得金額等から、その特定親族 1 人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最高 63 万円を控除する特定親族特 別控除が創設されました(28 頁参照)。

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢 19歳以上 23歳未満の親族(里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます)で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。

年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に

「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

(4) 扶養親族等の所得要件の改正

前記「(2) 基礎控除の見直し」に伴い、次のとおり扶養控除等の対象となる扶養親族 等の所得要件が改正されました。

また、前記「(1) 給与所得控除の見直し」に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円(改正前55万円)に引き上げられました。

扶養控除等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))		
	改正後	改正前	
扶養控除 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下(123万円以下)	48万円以下(103万円以下)	
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5,999 円以下)	48 万円超 133 万円以下 (103 万円超 201 万 5,999 円以下)	
勤労学生	85万円以下(150万円以下)	75万円以下(130万円以下)	

- (注) 1 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額)の要件をいいます。
 - 2 特定支出控除の適用がある場合は、表の金額とは異なります。

【令和8年1月1日以後に適用される改正】

(1)給与所得の源泉徴収税額表の改正

前記「(1)給与所得控除の見直し」及び「(2)基礎控除の見直し」に伴い、令和8年 分以後の「給与所得の源泉徴収税額表」について、所要の改正が行われました。

(2) 扶養控除等(異動) 申告書の記載事項の改正(源泉控除対象親族の創設)

令和7年分までの「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」及び「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」には、「控除対象扶養親族」を記載することとされていましたが、前記(3)「特定親族特別控除の創設」に伴い、令和8年分以後の扶養控除等(異動)申告書には、「源泉控除対象親族」を記載することとされました。

この改正に伴い、令和8年分以後、給与所得の源泉徴収税額表により求める税額について、扶養控除等(異動)申告書に記載された「源泉控除対象配偶者」及び「源泉控除対象親族」の数を基に算定することとされました。

なお、「源泉控除対象親族」とは、次の①又は②に該当する人をいいます。

- ① 控除対象扶養親族
- ② 居住者と生計を一にする親族(里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます)のうち年齢 19歳以上 23歳未満で合計所得金額が58万円超100万円以下の人

Ⅱ 年末調整の手続

1 年末調整の対象となる人

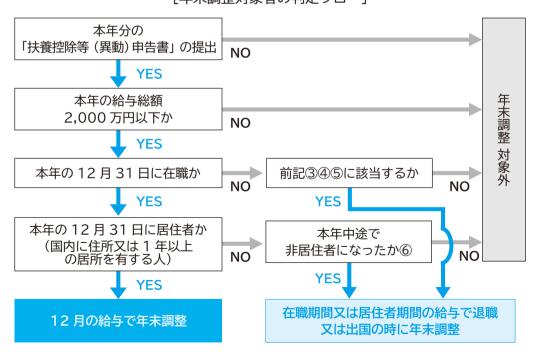
Q

年末調整は、給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(以下「扶養 控除等(異動)申告書」といいます)」を提出した人のうち、原則としてその年の12月 31日において勤務を継続している次の人(中途就職者を含みます)について行います。

年末調整の対象となる人

- ① その給与の支払者からその年最後(原則12月)の給与の支払を受ける人
- ② その給与の支払者からその年に支払を受ける給与の総額が 2,000 万円以下の人 また、年の中途で退職等した上記②に該当する人のうち、③から⑥の人について本年 最後に支払う給与で年末調整を行います。
- ③ 本年の中途で死亡退職した人(死亡の日までに支給期の到来した給与)
- ④ 本年の中途で著しい心身の障害で退職した人でその退職の時期から見て本年中に再 就職できないと見込まれる人
- ⑤ 12 月に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職する人
- ⑥ 出国して非居住者になった人(居住者であった期間に支給期の到来した給与)

「年末調整対象者の判定フロー」

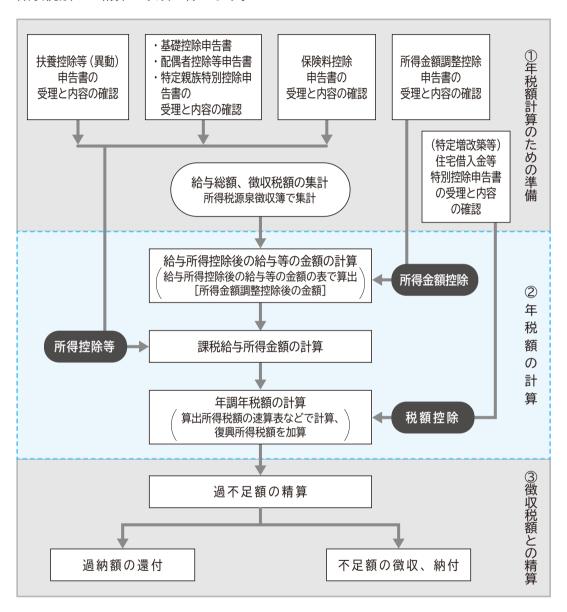


(注)中途就職者でその年中に前の給与の支払者に「扶養控除等(異動)申告書」を提出していた人は、その前の給与等の額を合計して年末調整をしなければなりません。

2 年末調整の手順



年末調整の事務は、以下のように、①年税額計算のための準備、②年税額の計算、③ 徴収税額との精算の手順で行います。



▼ 実務のポイントⅡ

- □ 給与の支払者は提出を受けた「扶養控除等(異動)申告書」などには、「マイナンバー」 が記載されているかどうかを確認する必要があります。
- □ ただし、給与の支払者が「扶養控除等(異動)申告書」などに記載されるべき給与所得 者本人や配偶者などの氏名及びマイナンバー等を記載した帳簿を備えている場合に は、マイナンバーの記載は必要ありません。

Ⅲ 年税額の計算のための準備

年末調整に当たっては、まず、「扶養控除等(異動)申告書」などに基づいて各種の 控除額を確定しなければなりません。ここでは、年末調整において、各種控除を受け るために必要な申告書の受理と内容の確認を行います。

1 申告書等の準備



▼ 実務のポイントⅢ - 1 / 申告書等の準備

□ 申告書や源泉徴収票などは税務署からあらかじめ必要な部数の交付を受けます。 なお、これらの様式は国税庁ホームページにも掲載されていますので、印刷して使用 することもできます。

年末調整には、給与の支払を受ける者から①の「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」のほか、必要に応じて②~⑥の申告書の提出を受ける必要があります。

	申 告 書	控除
1	令和 7 年分の給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書	扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親 控除、勤労学生控除
2	令和7年分の給与所得者の基礎控除申告書	基礎控除
3	令和7年分の給与所得者の配偶者控除等申告書	配偶者控除、配偶者特別控除
4	令和 7 年分の給与所得者の特定親族特別控除 申告書	特定親族特別控除
⑤	令和 7 年分の所得金額調整控除申告書	所得金額調整控除
6	令和7年分の給与所得者の保険料控除申告書	生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除(申告分)、小規模企業共済等掛金控除(申告分)
7	令和7年分の給与所得者の(特定増改築等)住宅 借入金等特別控除申告書	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除

- (注) 1 上記①~⑥までの様式については、 国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp) に掲載されています。
 - 2 上記②、③、④、⑤は、4様式の兼用様式となっています。

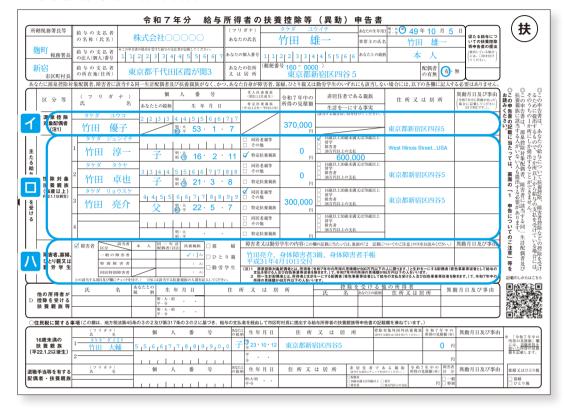
なお、給与の支払者が受給者からこれらの申告書に記載すべき事項に関して電磁的 方法による提供を受けるための一定の要件を満たしている場合には、書面による提供 に代えて、電子データで提出することができます。

2 「扶養控除等(異動)申告書」の提出・記載内容の確認



ここでは、「扶養控除等(異動)申告書」が各人から提出されているか確認を行い、その申告書の提出を受けて、記載内容の確認を行っていきます。

■ 扶養控除等(異動)申告書



- 【A 源泉控除対象配偶者】欄の記載事項(14頁/実務のポイントⅢ-3(10)参照)
- 【B 控除対象扶養親族】欄の記載事項(14頁/実務のポイントⅢ-3(10)参照)
- 【C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生】欄の記載事項(16頁/実務のポイントⅢ-4(4)、17頁/実務のポイントⅢ-5(3)、18頁/実務のポイントⅢ-6(3)、19頁/実務のポイントⅢ-7(2)参照)

▼ 実務のポイントⅢ - 2/申告書の提出等

- □「扶養控除等(異動)申告書」を提出できる人のすべてが申告書を提出していますか。
- □ 控除対象扶養親族は、扶養親族のうち年齢が 16 歳以上の方ですか。
- □ 本年中に就職等によって控除対象扶養親族などに異動があった人について、正しく 異動申告書が提出されていますか。

[「扶養控除等(異動)申告書」の受理]

- ・給与の支払を受ける人は、原則として本年最初の給与の支払を受ける日の前日までに、源泉控除対象配偶者*1や控除対象扶養親族の氏名等、本人が障害者や勤労学生等に該当することの事実等、また、同一生計配偶者*2や扶養親族が障害者に該当する事実等をそれぞれ「扶養控除等(異動)申告書」に記載して、給与の支払者に提出することになっています。
- ・年末調整に当たっては、給与の支払者は、「扶養控除等(異動)申告書」が提出されているかどうか、また、この申告書が提出されている人については、記載されている事項に異動がないかどうか等の確認を行い、異動があった人でその異動の事実が漏れている人についてはその補正を求めます。
- ・「扶養控除等(異動)申告書」が提出されていない人については年末調整を行うことができず、また、月々(日々)の給与の支払の際の源泉徴収に当たっても「乙欄」が適用される(通常の場合より高額の所得税が徴収される)ことになりますので、十分注意してください。

*1 「源泉控除対象配偶者」とは

所得者(合計所得金額が900万円以下であるものに限ります)と生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額が95万円以下の人をいいます。

*2 「同一生計配偶者」とは

所得者と生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額が58万円以下(令和7年11月30日以前に行う年末調整は48万円)の人をいいます。

▼ 実務のポイントⅢ -3/控除対象扶養親族の確認

- □「扶養控除等(異動)申告書」に記載されている控除対象扶養親族は、所得金額要件な どを満たしていますか。本年は所得要件が増額されていますので注意してください。
- □ 控除対象扶養親族のうち年齢が 19 歳以上 23 歳未満の人について、特定扶養親族 として申告されていますか。
- □ 老人扶養親族、同居老親等の申告は正しく行われていますか。
- □ 同一生計配偶者や控除対象扶養親族に該当しない 16 歳未満の扶養親族について、障害者や (同居) 特別障害者に該当する人の申告漏れはないですか。
- □ 国外居住親族に係る扶養控除等の適用について、親族関係書類及び送金関係書類は 提出又は提示されていますか。

(1) 扶養親族

イ「生計を一にする」とは

「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうもので

はありません。勤務、修学、療養等の都合上、他の親族と日常の起居を共にしていない場合であっても、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合や、勤務、修学等の余暇には家に帰って起居を共にすることを常例としている場合には、生計を一にするものとされます。

また、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとされます。

- (注) 青色事業専従者として給与の支払を受ける人や白色事業専従者を除きます。
- 口「合計所得金額」が58万円以下であること(13頁/「(8)合計所得金額」参照) 次の場合には、その人の本年分の合計所得金額が58万円以下になります。
- (注) 令和7年12月1日以後に行う年末調整から扶養親族となる合計所得金額が58万円(令和7年11月30日以前は48万円)に引き上げられましたので、新たに控除対象扶養親族に該当する人がいないか確認する必要があります。
 - ① その人の所得が給与所得だけの場合には、本年中の給与の収入金額が 123 万円以下
 - ② その人の所得が公的年金等に係る雑所得だけの場合には、本年中の公的年金等の収入 金額が 168 万円 (年齢 65 歳未満の人は 118 万円) 以下
 - ③ その人が家内労働法に規定する家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人その他特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人で、その人の所得がこれらの収入金額だけの場合には、本年中のこれらの収入金額が123万円以下

(2) 控除対象扶養親族

控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち次に掲げる人をいいます。

- イ 居住者である場合、年齢 16 歳以上(平成 22 年 1 月 1 日以前に生まれた人)の 親族
- ロ 非居住者である場合、次に掲げる親族
 - (注) 非居住者とは、国内に住所又は現在まで引き続いて 1 年以上の居所を有しない人を いいます。
 - (イ) 年齢 16 歳以上 30 歳未満の人(平成8年1月2日から平成22年1月1日までの間に生まれた人)
 - (ロ) 年齢 70 歳以上の人 (昭和 31 年 1 月 1 日以前に生まれた人)
 - (ハ) 年齢30歳以上70歳未満の人(昭和31年1月2日から平成8年1月1日までの間に生まれた人)のうち、次のいずれかに該当する人か。
 - i 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人
 - ii 障害者

iii 所得者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている人

(3) 特定扶養親族

特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢が19歳以上23歳未満の人(平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた人)をいいます。

(4) 老人扶養親族

老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢が70歳以上の人(昭和31年1月1日以前に生まれた人)をいいます。

(5) 同居老親等

同居老親等とは、老人扶養親族のうち、給与の支払を受ける人(所得者)又はその配偶者(以下「所得者等」といいます)の直系尊属(父母、祖父母など。以下「老親等」といいます)で、所得者等のいずれかとの同居を常況としている人をいいます。

所得者等と同居を常況としているその老親等が、病気などの治療の ため、入院していることにより一時的に別居している場合	同居老親等に該当
給与の支払を受ける人(所得者)が転勤したことに伴い住所を変更 したため、その老親等が所得者等と別居している場合	同居老親等に非該当

(6) 非居住者である親族に係る扶養控除等の親族関係書類等の提出等

非居住者である扶養親族(以下、配偶者を含めて「国外居住親族」といいます)に係る扶養控除又は障害者控除、同一生計配偶者に係る障害者控除の適用を受ける場合には、「扶養控除等(異動)申告書」を提出する際に「親族関係書類」*3、留学生の場合には併せて「留学ビザ等書類」*4を添付等することとされ、年末調整の際には「送金関係書類」*5又は「38万円送金書類」*6を添付等することとされています。

(7) 控除対象扶養親族の控除額

控除対象扶養親族の控除額は、それぞれ次のとおりです。

① 一般の控除対象扶養親族 1人につき	38 万円
② 特定扶養親族 1人につき	63 万円
③ 同居老親等以外の老人扶養親族 1人につき	48 万円
④ 同居老親等である老人扶養親族 1人につき	58 万円

*3 「親族関係書類」とは

親族関係書類とは、次のいずれかの書類をいいます。

- イ 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類で、その非居住者が その居住者の親族であることを証するもの及びその親族の旅券の写し
- □ 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類で、その非居住者がその居住者の 親族であることを証するもの(その親族の氏名、住所及び生年月日の記載があるも のに限ります)

* 4 「留学ビザ等書類」とは

留学ビザ等書類とは、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した次の書類で、その 非居住者が外国における留学の在留資格に相当する資格をもってその外国に在留するこ とにより国内に住所及び居所を有しなくなったことを証する次のいずれかの書類をいい ます。

- イ 外国における査証 (ビザ) に類する書類の写し
- ロ 外国における在留カードに相当する書類の写し

*5 「送金関係書類」とは

送金関係書類とは、その年における次のいずれかの書類で、その非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるためのその居住者からの支払が、必要の都度行われたことを明らかにするものをいいます。

- (注) 国外居住親族が配偶者と子の場合、配偶者にまとめて生活費等を送金している ときは、その送金関係書類は控除対象配偶者に対する送金関係書類となります ので、子を控除対象扶養親族とするためにはその子への送金関係書類が別途必 要となります。
- イ 金融機関が発行した書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその 居住者からその親族に支払したことを明らかにする書類
- ロ いわゆるクレジットカード発行会社が発行した書類又はその写しで、その親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを利用して商品等を購入したこと及びその商品等の購入代金に相当する額をその居住者から受領したことを明らかにする書類
- ハ 電子決済手段等取引業者が発行した書類又はその写しで、その電子決済手段等取引業者の電子決済手段(法定通貨の価値と連動等するステーブルコイン)の移動によってその居住者からその親族に支払したことを明らかにする書類

*6 「38万円送金書類」とは

38万円送金書類とは、「送金関係書類」のうち、居住者から国外居住親族である各人へのその年における支払の金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類をいいます。

(8) 合計所得金額

扶養親族とされるためには、その親族の合計所得金額が58万円(令和7年11月 30日以前に行う年末調整は48万円)以下であることが要件とされています。

合計所得金額は、純損失及び雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除適用前の総所得金額(①と ②の合計額)に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

- ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及 び雑所得の合計額(損益通算後の金額)
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益通算後の金額)の2分の1の金額
- ※申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。

また、次に掲げる①所得税が課されない所得や、②源泉分離(選択)課税、又は確定 申告をしないことを選択した所得などは含まれないこととされています。

① 所得税を課されない次のような所得

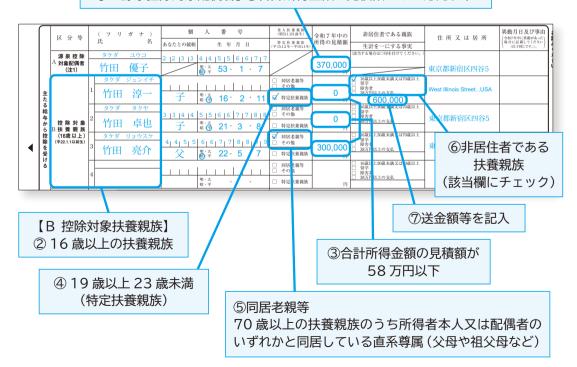
- イ 遺族の受ける恩給及び年金 (死亡した人の生前の勤務に基づいて支給されるものに 限ります)
- ロ 生活用動産の売却による所得
- ハ 障害者等の利子非課税制度の適用を受ける利子
- 二 雇用保険法の規定により支給される失業等給付(育児休業給付金を含みます)
- ホ 労働基準法の規定により支給される休業補償等
- ② 源泉分離課税又は確定申告をしないことを選択した次のような所得
- イ 利子所得のうち、源泉分離課税とされるもの及び確定申告をしないことを選択した利 子等
- □ 配当所得のうち、源泉分離課税とされるもの及び確定申告をしないことを選択した配当等
- ハ 源泉分離課税とされる一定の割引債の償還差益、定期積金の給付補填金等及び懸賞金 付預貯金等の懸賞金等
- 二 源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で確定申告をしないことを選択したもの

(9) 所得の種類・収入・必要経費の範囲等

所得は、その性質によって 10 種類 (給与所得、事業所得、雑所得、配当所得…等) に分かれ、それぞれの所得について、収入や必要経費の範囲あるいは所得の計算方法 などが定められています。

- (10) 「扶養控除等(異動) 申告書」の【A 源泉控除対象配偶者】【B 控除対象扶養親族】 欄の記載事項
 - ①【A 源泉控除対象配偶者】の欄は、所得者本人の合計所得金額の見積額が900万円以下で、所得者本人と生計を一にする配偶者の合計所得金額の見積額が95万円以下である場合に記載します。なお、給与所得だけの場合、給与の収入金額が160万円(令和7年11月30日以前に行う年末調整は150万円)以下であれば合計所得金額が95万円以下に該当します。
 - ②【B 控除対象扶養親族】の欄は扶養親族のうち年齢 16 歳以上の扶養親族がいる場合に該当します。
 - ③「扶養親族」とは、所得者本人と生計を一にする親族等で合計所得金額の見積額が58万円(令和7年11月30日以前に行う年末調整は48万円)以下の方です。
 - ④ 年齢 19歳以上 23歳未満に該当する人がいる場合は「特定扶養親族」に ✓ チェックします。
 - ⑤ 年齢 70 歳以上の扶養親族のうち同居老親等に該当する方がいる場合は「同居老親等」に ✓ チェックし、該当しない人は「その他」に ✓ チェックします。
 - ⑥ 源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合に「非居住者である親族」欄に○又は☑チェックを付け、「親族関係書類」「留学ビザ等書類」(12頁/*3·*4参照)を添付等します。また、「生計を一にする事実」に送金額等を追記し、「送金関係書類」「38万円送金書類」(12頁/*5·*6参照)を添付等します。

【 A 源泉控除対象配偶者】①合計所得金額の見積額が 95 万円以下



▼ 実務のポイントⅢ - 4/障害者の確認

- □ 申告されている障害者は、給与の支払を受ける人(所得者)本人ですか、その人の同 一生計配偶者又は扶養親族に該当する人ですか。
- □ 年齢 16 歳未満の扶養親族について、障害者等の控除漏れはありませんか。

(1) 障害者及び特別障害者の要件

障害者 …… 次のいずれかに該当する人

- ① 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人
- ② 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医から知的障害者と判定された人
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- ④ 身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある者として記載されている人
- ⑤ 戦傷病者特別援護法の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている人
- ⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人
- ⑦ 常に就床を要し、複雑な介護を要する人
- ⑧ 精神又は身体に障害のある年齢 65 歳以上(昭和 36 年 1 月 1 日以前に生まれた人)で、その障害の程度が上記の①、②又は④に該当する人と同程度であることの市町村長や福祉事務所長等の認定を受けている人

特別障害者 …… 次のいずれかに該当する人

- ①⑥⑦に該当する人
- ②のうち、重度の知的障害者と判定された人
- ③のうち、障害等級が1級である者と記載されている人
- ④のうち、障害の程度が1級又は2級の人
- ⑤のうち、障害の程度が恩給法別表第1号表/2の特別項症から第三項症までの人
- ⑧のうち、上記の①、②又は④に掲げた特別障害者と同程度の障害のある人として市町村 長等の認定を受けている人

(2) 同居特別障害者

同居特別障害者とは、特別障害者に該当する同一生計配偶者又は扶養親族で、給与の支払を受ける人(所得者)、その配偶者又は給与の支払を受ける人(所得者)と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人をいいます。

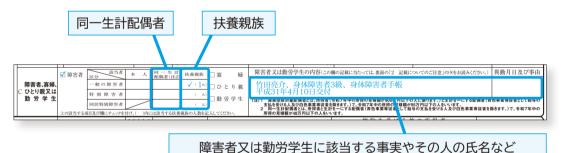
(3) 国外居住親族

国外居住親族についても障害者控除が適用されます(11 頁/実務のポイントⅢ-3 (6) 参照)。

(4)「扶養控除等(異動) 申告書」の【C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生】欄の 記載事項

「扶養控除等(異動)申告書」のC欄の障害者欄の該当する項目等にチェック又は人数を記載するとともに、「障害者又は勤労学生の内容」欄には氏名、障害の程度(障害の等級)、障害の状態または交付を受けている手帳などの種類、交付年月日などの記載を確認します。

また、障害者が同一生計配偶者又は扶養親族である場合には、併せてその人の氏名・ 同居の有無・個人番号・住所・生年月日・続柄・令和7年中の所得の見積額の記載を 確認します。



(5) 障害者控除額

障害者控除額は、次のとおりです。

① 一般の障害者 1人につき	27 万円
② 特別障害者 1人につき	40 万円
③ 同居特別障害者 1人につき	75 万円

▼ 実務のポイントⅢ - 5/ひとり親控除

- □ 申告されているひとり親は、給与の支払を受ける人(所得者)本人ですか。
- □ 合計所得金額は500万円以下ですか。

(1) ひとり親控除の適用要件

ひとり親とは、給与の支払を受ける人自身が、現に婚姻をしていない人又は配偶者 の生死の明らかでない人で、次のいずれにも該当する人をいいます。

- イ その所得者と生計を一にする子 (他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている 人を除き、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が58万円(令和7年11月30日以前に行う年末調整は48万円)以下の子に限ります)を有 すること。
- 口 合計所得金額が500万円以下であること。
- ハ その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと (非事 実婚要件)。

(2) 非事実婚要件とは

非事実婚要件とされる「その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと」とは、次に掲げる人がいないことをいいます。

- イ その所得者が住民票に世帯主と記載されている人である場合には、その所得者と同一の世帯に属する人の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である 旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の 記載がされた人
- □ その所得者が住民票に世帯主と記載されている人でない場合には、その所得者の住民 票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実 上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときの その世帯主
- (3)「扶養控除等(異動) 申告書」の【C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生】欄の 記載事項

「扶養控除等(異動)申告書」のC欄の「ひとり親」に ▼チェックを付し、「障害者又は勤労学生の内容」 欄は記載を要しません。

「ひとり親」に
▼を付します。



「ひとり親」についての記載は必要ありません。

(4) ひとり親控除額

ひとり親控除額は、35万円です。

▼ 実務のポイントⅢ - 6/寡婦控除

- □ 申告されている寡婦は、給与の支払を受ける人(所得者)本人ですか。
- □ 合計所得金額は500万円以下ですか。

(1) 寡婦控除の適用要件

寡婦は、給与の支払を受ける人自身が、次のいずれかに該当する人をいいます。

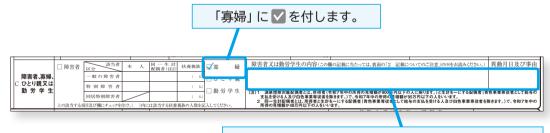
- ① 夫と離婚した後婚姻をしていない人のうち、次に掲げる要件を満たすもの
 - イ 扶養親族を有すること。
 - 口 合計所得金額が500万円以下であること。
 - ハ その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。
- ② 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死の明らかでない人のうち、次に掲げる要件を満たすもの
 - イ 合計所得金額が500万円以下であること。
 - ロ その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

(2) 非事実婚要件とは

非事実婚要件とされる「その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと」とは、前記「実務のポイントⅢ - 5 (2)」に掲げる人(未届の夫等)をいいます。

(3)「扶養控除等(異動) 申告書」の【C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生】欄の 記載事項

「扶養控除等(異動)申告書」のC欄の「寡婦」に▼チェックを付し、「障害者又は勤労学生の内容」欄は記載を要しません。



「寡婦」についての記載は必要ありません。

(4) 寡婦控除額

寡婦控除額は、27万円です。

▼ 実務のポイントⅢ - 7/勤労学生

- □ 申告されている勤労学生は給与の支払を受ける人(所得者)本人ですか。
- □ 専修学校や各種学校の生徒又は職業訓練法人の訓練生である人については、「扶養控除等(異動)申告書」に、文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長や職業訓練法人の代表者の発行する在学証明書などが添付等されていますか。

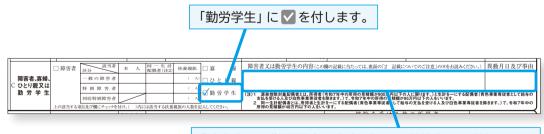
(1) 勤労学生控除の適用要件

勤労学生控除は、給与の支払を受ける人自身が勤労学生に該当する場合にだけ受けられます。この場合の勤労学生とは、次に掲げる学生、生徒又は訓練生に該当する人で、自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得(以下「給与所得等」といいます)のある人のうち、合計所得金額が85万円(令和7年11月30日以前に行う年末調整は75万円)以下の人をいいます。ただし、給与所得等以外の所得の金額が10万円以下であることが必要です。

- ① 学校教育法第 1 条に規定する学校 (大学、高等専門学校、高等学校など) の学生、生徒など
- ② 国、地方公共団体、学校法人、私立学校法第3条に規定する学校法人、同法第64条 第4項の規定により設立された法人若しくはこれらに準ずる一定の法人の設置した専 修学校や各種学校の生徒で、一定の要件に該当する課程を履修している人
- ③ 職業訓練法人が行う認定職業訓練を受ける訓練生で、一定の要件に該当する課程を履修する人

(2)「扶養控除等(異動) 申告書」の【C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生】欄の 記載事項

「扶養控除等(異動)申告書」のC欄の「勤労学生」にチェックを付し、「障害者又は 勤労学生の内容」欄には学校名・入学年月日・令和7年中の所得の種類とその見積額 の記載を確認します。



「障害者又は勤労学生の内容」欄には学校名・入学年月日・ 令和7年中の所得の種類とその見積額

(3) 勤労学生控除額

勤労学生控除額は、27万円です。

▼ 実務のポイントⅢ - 8/控除対象扶養親族等の判定の時期

□ 控除対象扶養親族、障害者、ひとり親、寡婦、勤労学生に該当するかどうかは、原則 としてその年の 12 月 31 日の現況により判定します。

控除対象扶養親族や障害者などに該当するかどうかは年末調整を行う日の現況により判定します。なお、その判定の要素となる合計所得金額は年末調整を行う日の現況により見積もったその年中の合計所得金額により、また、年齢等はその年の12月31日の現況により判定します。ただし、その人が年の中途で死亡したときは、その死亡の時の現況により判定することになっています。

(注) 所得者が年の中途で死亡し又は出国をしたことにより年末調整をする場合の配偶者や 親族について、その所得者と生計を一にしていたかどうかはその死亡又は出国の時の現 況により、合計所得金額は死亡又は出国の時の現況により見積もったその年の1月1日 から12月31日までの見積額によります。

▼ 実務のポイントⅢ - 9/「扶養控除等(異動) 申告書」の控除額の計算

□ 配偶者控除額や控除対象扶養控除額などの控除額の合計額は、「令和 7 年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」を用いて算出できます。

「扶養控除等(異動)申告書」の内容の確認が終ったら、その申告書に記載されている控除対象扶養親族及び障害者等の控除額の合計額は「令和7年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」を用いて算出できます。

[令和7年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表]

① 控除対象扶養親族の数に応じた控除額						
人数 控 除 額 人数		控 除 額				
1.	人	380,000円	6人	2,280,000円		
2.	人	760,000円	7人		2,660,000円	
3.	人	1,140,000円		7人を超える1	人につき	
4.	人	1,520,000円	8人		2,660,000円	
5.	5人 1,900,000円		に加えた金額			
2	イ 同居	特別障害者 に当たる人がいる場合		1人につき	750,000円	
障の	□ 同居	特別障害者以外の特別障害者に当たる((人がいる)場合	1人につき	400,000円	
害控 者除 等額	善控 者除 ハ 一般の障害者、寡婦又は勤労学生に当たる(人がいる)場合			左の一に該当 するとき 各	270,000円	
がの	がの 二 所得者本人が ひとり親 に当たる場合				350,000円	
い加る質	☆ 本 同居老親等に当たる人がいる場合			1人につき	200,000円	
場額	場 額 へ 特定扶養親族に当たる人がいる場合		1人につき	250,000円		
合	合 ト 同居老親等以外の老人扶養親族に当たる人がいる場合			1人につき	100,000円	

- (注) 1 控除額の合計額は、「①」欄及び「②」欄により求めた金額の合計額となります。
 - 2 控除対象配偶者は「①」欄の控除対象扶養親族の数には含めません。
 - 3 同一生計配偶者に係る障害者控除は、「②」欄に含めて計算します。
 - 4 基礎控除額、配偶者(特別)控除額及び特定親族特別控除額は、それぞれ「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」及び「特定親族特別控除申告書」により求めます。

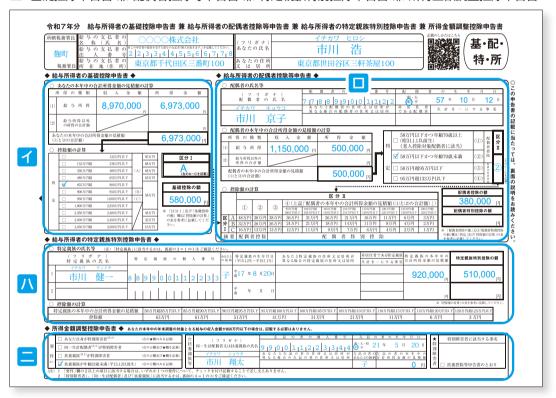
3 「基礎控除申告書」の提出・記載内容の確認



ここでは、「基礎控除申告書」が各人から提出されているか確認を行い、その申告書 の提出を受けて、記載内容の確認を行っていきます。

▼ 実務のポイントⅢ - 10 / 申告書の提出等

- □「基礎控除申告書」は、控除の適用を受けようとする人から年末調整をする時までに 提出を受けていますか。
- □ 合計所得金額が 2,500 万円を超える場合には基礎控除の適用はありません。
- 基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書



- 【 基礎控除申告書 (22 頁/実務のポイントⅢ -10 (4) 参照)
- □ 配偶者控除等申告書 (23 頁/実務のポイントⅢ -11 (1) 参照)
- 「 特定親族特別控除申告書(28頁/実務のポイントⅢ-17(1)参照)
- 所得金額調整控除申告書 (31 頁/実務のポイントⅢ -21 (2) 参照)

(1) 「基礎控除申告書」の記載内容の確認

基礎控除は、年末調整の際に「基礎控除申告書」に基づいて控除することになっていますから、控除の適用を受けようとする人から年末調整を行う時までに「基礎控除申告書」の提出を受け、記載内容を確認しておく必要があります。

(2) 合計所得金額により適用を判定

基礎控除は所得者の合計所得金額により適用の有無や控除額が異なります。その人の給与等の収入金額が年末調整の対象となる 2,000 万円以下であっても、他の所得金額を含めた合計所得金額により適用を判定します。

(3) 基礎控除額

基礎控除額は所得者の合計所得金額により、右の表の額となります。

(4)「基礎控除申告書」の「○あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」欄の記載

「基礎控除申告書」の「○あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」欄に所得金額を記載し、その合計所得金額を基に「○控除額の計算」欄の該当欄にチェックして基礎控除額を求めます。

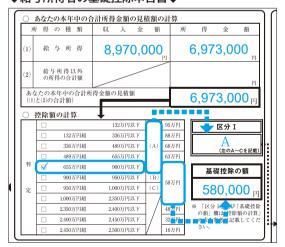
なお、「区分 I 」の合計所得金額 1,000 万円以下の所得者について、 その金額に従ってA、B又はCを記 載し、「配偶者控除等申告書」を記載 する際に使用します。

右の設例では、「○あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」欄が6,973,000円となっているので、「○控除額の計算」の「判定」欄の「655万円超900万円以下(A)」に

ジチェックを入れます。また、「基礎控除の額」の欄には580,000円と記載します。

所得者の台	計所得金額	基礎控除額
132万円以下		95 万円
132 万円超	336万円以下	88 万円
336 万円超	489 万円以下	68 万円
489 万円超	655 万円以下	63 万円
655 万円超	2,350 万円以下	58 万円
2,350 万円超	2,400万円以下	48 万円
2,400万円超	2,450万円以下	32 万円
2,450 万円超	2,500万円以下	16 万円
2,500 万円超		0円

◆給与所得者の基礎控除申告書◆



【給与所得金額の計算】

- ① 給与所得控除後の金額 8,970,000 円 1,950,000 円 = 7,020,000 円 (67 頁/表 [令和 7 年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表] 参照)
- ② 所得金額調整控除額 (8,970,000 円 8,500,000 円) × 10% = 47,000 円 (32 頁/「(4) 所得金額調整控除額」参照)
- ③ 所得金額調整控除後の給与所得金額 7.020.000 円 47.000 円 = 6.973.000 円

4 「配偶者控除等申告書」の提出・記載内容の確認



▼ 実務のポイントⅢ - 11 / 申告書の提出等

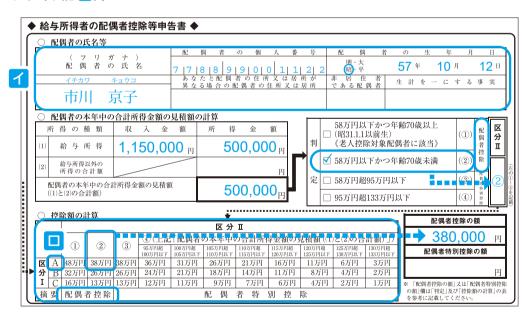
□「配偶者控除等申告書」は、生計を一にする配偶者について配偶者 (特別) 控除の適用 を受けようとする人から年末調整をする時までに提出を受けていますか。

(1)「配偶者控除等申告書」の記載内容の確認

配偶者控除又は配偶者特別控除は、年末調整の際に「配偶者控除等申告書」に基づいて控除することになっていますから、控除の適用を受けようとする人から年末調整を行う時までに「配偶者控除等申告書」の提出を受け、記載内容を確認しておく必要があります。

「配偶者控除等申告書」に配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名・個人番号・生年月日等を記載(下記 1)し、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額を基に配偶者控除又は配偶者特別控除の控除額を計算します。

なお、所得者の合計所得金額の見積額は、「基礎控除申告書」の「区分 I 」を使用します (下記 □)。



【配偶者の給与所得金額の計算】

1,150,000 円 -650,000 円 =500,000 円

(60 頁/表 [令和 7 年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表] 参照)

(2) 合計所得金額により適用を判定

配偶者控除又は配偶者特別控除は、所得者及びその配偶者の合計所得金額により適用の有無や控除額が異なります。

(3) 配偶者控除及び配偶者特別控除が適用できない場合

控除対象配偶者又は生計を一にする配偶者が提出した「公的年金等の受給者の扶養 親族等申告書」に源泉控除対象配偶者として記載された所得者は、その所得者の年末 調整において配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

また、所得者の配偶者が、給与等や公的年金等の源泉徴収において源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けている場合(その配偶者がその年分の所得について、年末調整において配偶者特別控除の適用を受けなかった場合又は確定申告書の提出をして配偶者特別控除の適用を受けなかった場合を除きます)には、その所得者は、その年分の所得税の確定申告において配偶者特別控除の適用を受けることができません。

(4) 非居住者である配偶者に係る配偶者控除等の適用を受ける場合

非居住者である配偶者に係る配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「配偶者控除等申告書」にその旨を記載した上、その申告書に親族関係書類及び送金関係書類を添付等することとされています(11頁/実務のポイントⅢ-3(6)参照)。

なお、「扶養控除等(異動)申告書」を提出する際に、非居住者である配偶者に係る 親族関係書類を添付等している場合には親族関係書類は不要です。

▼ 実務のポイントⅢ - 12 / 控除対象配偶者の確認

- □ 給与の支払を受ける人の合計所得金額が 1,000 万円を超えていませんか。
- □ 配偶者の合計所得金額は58万円(令和7年11月30日以前に行う年末調整は48万円)以下ですか。
- □ 配偶者が他の所得者の扶養親族とされていませんか。また、青色事業専従者等に該当 しませんか。

(1) 給与の支払を受ける人の合計所得金額と控除額

配偶者控除は給与の支払を受ける人の合計所得金額が900万円以下の場合に38万円の控除を受け、900万円超1,000万円以下の場合には控除額が減少します。

合計所得金額が 1,000 万円以下であるためには、その人の所得が給与所得だけの場合には、本年の給与の収入金額が 1,195 万円 (所得金額調整控除の適用がある場合は 1,210 万円) 以下となります。

(2) 控除対象配偶者の判定

控除対象配偶者の判定に当たっては、次の点に注意します。

① 配偶者 (婚姻届が提出されている人に限られますので、いわゆる内縁関係の人は 含まれません) が給与の支払を受ける人の控除対象配偶者となるためには、その 給与の支払を受ける人と生計を一にし、かつ、本年分の合計所得金額が 58 万円 以下でなければなりません。

次の場合には、配偶者の本年分の合計所得金額が58万円以下になります。

- イ その人の所得が給与所得だけの場合には、本年中の給与の収入金額が 123 万円以下
- □ その人の所得が公的年金等だけの場合には、本年中の公的年金等の収入金額が 168 万円 (年齢 65 歳未満の人は 118 万円) 以下
- ハ その人が家内労働法に規定する家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人その他 特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人で、その人の所得 がこれらの収入金額だけの場合には、本年中のこれらの収入金額が 123 万円以下
- ② 給与の支払を受ける人と生計を一にする配偶者やその他の親族であっても、青色 事業専従者として給与の支払を受ける人や白色事業専従者は控除対象者から除かれます。

(3) 老人控除対象配偶者

老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、年齢が70歳以上の人をいい、昭和31年1月1日以前に生まれた人となります。

(4) 配偶者特別控除と配偶者控除の適用

配偶者特別控除の適用を受けている人は配偶者控除の適用を受けることはできません。

▼ 実務のポイントⅢ - 13 /判定の時期

□ 控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者に該当するかどうかは、原則としてその年の 12 月 31 日の現況により判定します。

所得者の控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者に該当するかどうかは、年末調整を行う日の現況により判定します。なお、その判定の要素となる合計所得金額は年末調整を行う日の現況により見積もったその年中の合計所得金額により、また、年齢等はその年の12月31日の現況により判定します。ただし、年の中途で死亡した配偶者についてはその死亡の時の現況によることとされています。

(注) 所得者が年の中途で死亡し又は出国をしたことにより年末調整をする場合の配偶者について、その居住者と生計を一にしていたかどうかはその死亡又は出国の時の現況により、合計所得金額は死亡又は出国の時の現況により見積もったその年の1月1日から12月31日までの見積額によります。

▼ 実務のポイントⅢ - 14 /配偶者控除額の確認

□ 配偶者控除額は、給与の支払を受ける人の合計所得金額に応じて控除額が異なりますので、控除額が正しく計算されているかどうか確認します。

配偶者控除額は、「配偶者控除等申告書」に記載された給与の支払を受ける人及び配偶者の合計所得金額を基に計算をすることとされており、次の表の金額となります。

	所得者の合計所得金額 〔収入が給与だけの場合の収入金額〕			【参考】
	900万円以下 〔1,095万円以下〕	900 万円超 950 万円以下 〔1,095 万円超 [1,145 万円以下]	950 万円超 1,000 万円以下 〔1,145 万円超 1,195 万円以下〕	配偶者の収入が給与だけの場合の収入金額
控除対象配偶者	38 万円	26 万円	13 万円	123 万円以下
老人控除対象配偶者	48 万円	32 万円	16 万円	123 刀门以下

(注) 所得金額調整控除の適用がある場合の給与等の収入金額(〔〕] 内の金額) は、それぞれの金額に15万円を加算した金額になります。

▼ 実務のポイントⅢ - 15 /配偶者特別控除額の確認

- □ 給与の支払を受ける人の合計所得金額は 1,000 万円を超えていませんか。
- □ 配偶者の合計所得金額が58万円(令和7年11月30日以前に行う年末調整は48万円)超133万円以下ですか。
- □ 配偶者が他の所得者の扶養親族とされていませんか。また、青色事業専従者等に該当 していませんか。

(1) 給与の支払を受ける人の合計所得金額と控除額

配偶者特別控除は給与の支払を受ける人(所得者)の合計所得金額が900万円以下で配偶者の合計所得金額が58万円(令和7年11月30日以前に行う年末調整は48万円)超95万円以下の場合に38万円の控除を受け、所得者の合計所得金額が900万円超1,000万円以下の場合には控除額が減少します。

(2) 控除対象配偶者以外の配偶者が対象

この控除は、控除対象配偶者以外の配偶者がその対象とされ、その配偶者の合計所得金額が58万円超133万円以下の場合に限って適用されることになっているので、配偶者の所得が給与所得だけの場合には、その収入金額が123万円超201万6千円未満のときに、この控除を受けることができます。

(3) いずれか一方の配偶者に適用

夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできません。いずれか 一方の配偶者のみが、この控除を受けることができます。

▼ 実務のポイントⅢ - 16 /特別控除額の確認

□ 配偶者特別控除額は、給与の支払を受ける人及びその配偶者の合計所得金額に応じて控除額が異なりますので、控除額が正しく計算されているかどうか確認します。

配偶者特別控除額は、「配偶者控除等申告書」に記載された給与の支払を受ける人及 び配偶者の合計所得金額を基に計算することとされており、次の表の金額となります。

	〔収入だ			
配偶者の 合計所得金額	900万円以下 〔1,095万円以下〕	900 万円超 950 万円以下 1,095 万円超 1,145 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下 〔1,145 万円超 1,195 万円以下〕	【参考】 配偶者の収入が給与だけの場合の収入金額
58 万円超 95 万円以下	38 万円	26 万円	13万円	1,230,000 円超 1,600,000 円以下
95 万円超 100 万円以下	36 万円	24 万円	12万円	1,600,000 円超 1,650,000 円以下
100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	1,650,000 円超 1,700,000 円以下
105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	1,700,000 円超 1,750,000 円以下
110万円超 115万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	1,750,000 円超 1,800,000 円以下
115万円超 120万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	1,800,000 円超 1,850,000 円以下
120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	1,850,000 円超 1,903,999 円以下
125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	1,903,999 円超 1,971,999 円以下
130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	1,971,999 円超 2,015,999 円以下
133万円超	0円	0円	0円	2,015,999 円超

(注) 所得金額調整控除の適用がある場合の給与等の収入金額(〔〕] 内の金額) は、それぞれの 金額に15万円を加算した金額になります。

5 「特定親族特別控除申告書」の提出・記載内容の確認



▼ 実務のポイントⅢ -17 / 申告書の提出等

- □「特定親族特別控除申告書」は、生計を一にする特定親族について、特定親族特別控 除の適用を受けようとする人から年末調整をする時までに提出を受けていますか。
- □ 特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢 19歳以上 23歳未満 (平成 15年1月2日から平成 19年1月1日までの間に生まれた人)の親族 (配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受けている人や白色事業専従者を除きます)で合計所得金額が 58万円超 123万円以下の人をいいます。

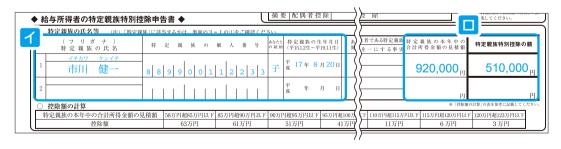
特定親族特別控除は本年の税制改正で創設され、令和7年12月1日以後に行う年末調整から適用されます。このため、令和7年11月30日以前に行う年末調整では控除できません。

なお、令和7年11月30日以前に年末調整が行われたため、特定親族特別控除が 適用されなかった人は確定申告により適用を受けることができます。

(1)「特定親族特別控除申告書」の記載内容の確認

特定親族特別控除は、年末調整の際に「特定親族特別控除申告書」に基づいて控除することになっていますから、控除の適用を受けようとする人から年末調整を行う時までに「特定親族特別控除申告書」の提出を受け、記載内容を確認しておく必要があります。

「特定親族特別控除申告書」に特定親族特別控除の対象となる特定親族の氏名・個人番号・続柄・生年月日等を記載(下記 1)し、その特定親族の本年中の合計所得金額の見積額を基に特定親族特別控除額を計算します(下記 1)。



(2) 特定親族の合計所得金額により適用を判定

特定親族特別控除は、その特定親族の合計所得金額の見積額により適用の有無や控 除額が異なります。

(3) 特定親族特別控除が適用できない場合

次のような場合、特定親族特別控除の適用を受けられないことがあります。

①2人以上の居住者の特定親族に該当する親族がいる場合、その親族は、これらの居住者のうちいずれか1人の特定親族にのみ該当、②居住者の特定親族に該当する親族が他の居住者の配偶者特別控除の対象となる配偶者にも該当する場合には、その親族は、これらの居住者のうちいずれか1人の特定親族又は配偶者特別控除の対象となる配偶者にのみ該当、③親族の双方がお互いに適用を受けることや、この控除の適用を受けている親族を特定親族として適用を受けることはできません。

(4) 非居住者である特定親族に係る特定親族特別控除の適用を受ける場合

非居住者である特定親族に係る特定親族特別控除の適用を受ける場合は、「非居住者である特定親族」欄に〇印を付け、「生計を一にする事実」欄に本年中にその特定親族に送金等をした合計額を記載します。

▼ 実務のポイントⅢ -18 /判定の時期

□ 特定親族特別控除の対象となる特定親族に該当するかどうかは、原則としてその年の 12 月 31 日の現況により判定します。

居住者の特定親族に該当するかどうかは、年末調整を行う日の現況により判定します。なお、その判定要素となる合計所得金額は年末調整を行う日の現況により見積もったその年中の合計所得金額により、また、年齢はその年の 12 月 31 日の現況により判定します。ただし、年の中途で死亡した特定親族についてはその死亡の時の現況によることとされています。

(注)居住者が年の中途死亡し又は出国をしたことにより年末調整をする場合の特定親族について、その居住者と生計を一にしていたかどうかはその死亡又は出国の時の現況により、合計所得金額はその死亡又は出国の時の現況により見積もったその年の1月1日から12月31日までの見積額によります。

▼ 実務のポイントⅢ -19 /特定親族特別控除額の確認

□ 特定親族特別控除額は、その特定親族の合計所得金額に応じた金額とされています。

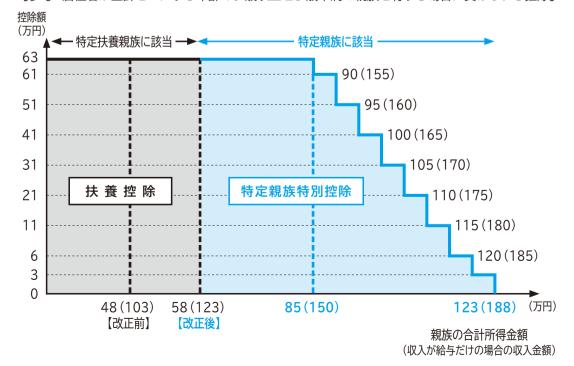
特定親族特別控除額は、「特定親族特別控除申告書」に記載された特定親族の合計所 得金額を基に計算することとされており、次の表の金額となります。

特定親族の	合計所得金額	特定親族特別控除額	【参考】 収入が給与だけの場合の収入金額
58万円超	85万円以下	63 万円	123万円超 150万円以下
85 万円超	90万円以下	61 万円	150万円超 155万円以下
90 万円超	95万円以下	51 万円	155万円超 160万円以下
95 万円超	100万円以下	41 万円	160万円超 165万円以下
100万円超	105万円以下	31 万円	165万円超 170万円以下
105 万円超	110 万円以下	21 万円	170万円超 175万円以下
110 万円超	115万円以下	11 万円	175万円超 180万円以下
115 万円超	120 万円以下	6 万円	180 万円超 185 万円以下
120 万円超	123 万円以下	3 万円	185 万円超 188 万円以下

(注)特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

なお、下記の「参考」のとおり、親族の合計所得金額が58万円以下の場合は、特定 親族特別控除の対象とはなりませんが、扶養控除の対象となります(年齢19歳以上 23歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は63万円です)。

[参考:居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族を有する場合に受けられる控除]



6 「所得金額調整控除申告書」の提出・記載内容の確認



▼ 実務のポイントⅢ - 20 / 申告書の提出等

- □「所得金額調整控除申告書」は、子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整 控除(以下「所得金額調整控除(子ども等)」といいます)の適用を受けようとする人 から年末調整をする時までに提出を受けていますか。
- □ 所得金額調整控除額は給与の支払者が計算します。

(1)「所得金額調整控除申告書」の記載内容の確認

所得金額調整控除(子ども等)は、年末調整の際に「所得金額調整控除申告書」の提出を受けて控除することになっていますから、控除の適用を受けようとする人から年 末調整の時までに「所得金額調整控除申告書」の提出を受け、記載内容を確認しておく 必要があります。

(2) 所得金額調整控除額の計算

給与の支払者は、提出された「所得金額調整控除申告書」の内容を基に所得金額調整 控除額を計算します。

▼ 実務のポイントⅢ - 21 / 申告書の記載内容の確認と控除額

- □ 給与の支払を受ける人の給与の収入金額が850万円を超えていますか。
- □ 共働き世帯の所得者について扶養親族等の判定に誤りはないですか。

(1) 所得金額調整控除(子ども等)の適用を受ける要件

所得金額調整控除は、給与等の収入金額が850万円を超える所得者で次に該当する 人に適用されます。

- ① 所得者が特別障害者である人
- ② 特別障害者である同一生計配偶者を有する人
- ③ 特別障害者である扶養親族を有する人
- ④ 年齢 23 歳未満 (平成 15 年 1 月 2 日以後生) の扶養親族を有する人

(2)「所得金額調整控除申告書」への記載

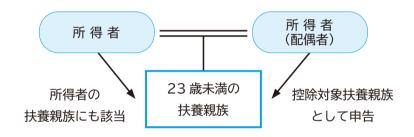
「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄(次頁 1) にチェックし、その内容に従って「☆扶養親族等」欄に氏名等(次頁 1)、「★特別障害者」欄に障害の状態又は交付を受けた手帳などの交付日、障害の程度等の特別障害者に該当する事実を記載します(次頁 1) (「扶養控除等(異動)申告書」に記載している特別障害者と同一である場合は「扶養控除等申告書のとおり」にチェックを付すことで差し支えありません)。



(3) 共働き世帯における適用

共働き世帯の子のように同一世帯に2人以上の所得者がいる場合の扶養親族に該当する人は、扶養控除の適用において扶養親族はいずれか1人の所得者の控除対象扶養親族とされますが、所得金額調整控除の適用においては双方の所得者の扶養親族に該当します。このため、扶養控除とは異なり扶養親族が年齢23歳未満の子が1人であっても双方の所得者(夫婦)が所得金額調整控除の適用を受けることができます。

また、特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族について、2人以上の所得者 がいる場合にも同様に取り扱われます。



(4) 所得金額調整控除額

給与の支払者は、申告書の内容が適用要件を満たしていることを確認し、所得金額 調整控除額を計算して、給与所得控除後の給与等の金額から所得金額調整控除額を控 除します。

(給与等の収入金額 - 850万円) × 10% = 所得金額調整控除額 (1,000万円限度) (最高 15万円・1円未満の端数切上げ)

(5) 判定の時期

年齢 23 歳未満の扶養親族を有するかどうかなどの判定は、「所得金額調整控除申告書」を提出する日の現況により判定することとなります。なお、その判定の要素となる合計所得金額については、その申告書を提出する日の現況により見積もったその年の合計所得金額によることとなり、その判定の要素となる年齢については、その年の12月31日(その申告書を提出する時までに死亡した人については、その死亡の時)の現況によることとなります。

7「保険料控除申告書」の提出・記載内容の確認



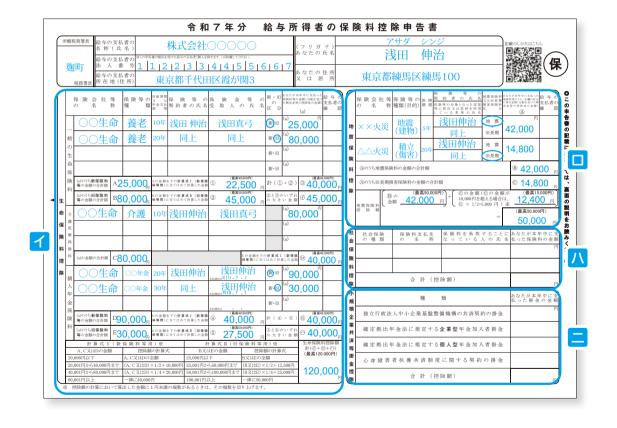
▼ 実務のポイントⅢ - 22 / 申告書の提出等

□「保険料控除申告書」は、保険料控除の適用を受けようとする人から年末調整をする 時までに提出を受けていますか。

「保険料控除申告書」の記載内容の確認

生命保険料控除等各種の保険料控除は、「保険料控除申告書」に基づいて控除することになっていますから、年末調整を行う時までに「保険料控除申告書」の提出を受け、記載内容を確認しておく必要があります。

(注)保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除に係る控 除証明書等は勤務先に電子データで提供できることとされています。電子化を行う場 合、所得者は保険会社等から控除証明書等を、給与の支払者は所得者から保険料控除申 告書等を電子データにより受領するシステムを準備する必要があります。



- 【 生命保険料控除 (36 頁/実務のポイントⅢ 25 参照)
- □ 地震保険料控除(38頁/実務のポイントⅢ-26参照)
- 八 社会保険料控除(34 頁/実務のポイントⅢ 23 参照)
- 📘 小規模企業共済等掛金控除 (35 頁/実務のポイントⅢ 24 参照)

▼ 実務のポイントⅢ - 23 / 社会保険料控除の確認

- □ 申告された社会保険料は、国民年金や国民健康保険の保険料など社会保険料控除の 対象となるものですか。
- □ 給与の支払を受ける人(所得者)自身又はその人と生計を一にする親族が負担する ことになっている社会保険料で、かつ、給与の支払を受ける人(所得者)自身が支 払ったものですか。
- □ 未払のものや、翌年以降分で本年中に前払したものが含まれていませんか。

(1) 社会保険料控除

社会保険料とは、次のものをいいます。

- ① 健康保険の保険料
- ② 国民健康保険の保険料又は国民健康保険税
- ③ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険料
- ④ 介護保険法の規定による介護保険料
- ⑤ 雇用保険の被保険者として負担する労働保険料
- ⑥ 国民年金の保険料及び国民年金基金の加入者の掛金
- ⑦ 農業者年金の保険料

など

(2) 給与から差し引かれる社会保険料

給与から差し引かれる健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料などは、給与の 支払者が控除額を計算しますので、この申告書に含めて申告する必要はありません。

(注) 学生である子など、所得者本人と生計を一にする親族が負担することになっている社会 保険料で所得者本人が支払ったものも控除できますので、申告漏れのないよう注意して ください。

(3) 前納保険料

翌年以降分を本年中に一括して支払ったいわゆる「前納保険料」については、次の算式によって計算した金額が、本年中に支払った社会保険料として控除の対象となります。

前納保険料の総額 (割引があるときは × 割引後の金額)

前納保険料についての本年中に 到来する納付期日の回数

前納保険料についての納付期日の総回数

ただし、前納の期間が1年以内のもの及び法令に一定期間前納できる規定があり、 その規定に基づいて前納したものについては、給与の支払を受ける人(所得者)がその 全額を申告書に記載して提出したときは、その全額を控除して差し支えありません。

(4) 証明書類の添付等

所得者本人が支払った国民年金の保険料と国民年金基金の掛金は、支払った証明書 類を申告書に添付等する必要がありますが、その他の社会保険料は必要はありません。

▼ 実務のポイントⅢ - 24 / 小規模企業共済等掛金控除の確認

- □ 給与の支払を受ける人(所得者)自身が本年中に支払ったものですか (※前納掛金については、社会保険料の場合と同じ取扱いとなります)。
- □ 前納減額金がある場合には、その金額が差し引かれていますか。
- □ 本人が直接支払ったものについて、その証明書類が添付等されていますか。

(1) 小規模企業共済等掛金

小規模企業共済等掛金とは、次のものをいいます。

- ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構と契約した共済契約(旧第2種共済契約を除きます)に基づいて支払った掛金
- ② 確定拠出年金法に基づく企業型年金又は個人型年金の加入者掛金 (注)給与から控除されるものは給与から控除される社会保険料に含めます。
- ③ 地方公共団体の行う心身障害者扶養共済制度で一定の要件を備えたものの掛金

(2) 前納保険料

前頁「実務のポイントⅢ - 23 (3)」を参照してください。

(3) 証明書類の添付等

小規模企業共済等掛金について、①給与から控除されるものは社会保険料控除に含めて控除しますが、②本人が直接支払うものは申告書に支払ったことの証明書類を添付等して控除することになっています。

▼ 実務のポイントⅢ - 25 / 生命保険料控除の確認

□ 保険金の受取人は、給与の支払を受ける人(所得者)本人又はその人の配偶者やその他の親族となっていますか。
 □ 申告された保険料は所得者本人が支払ったものですか。
 □ 保険料は、本年中に支払ったものですか。
 □ 剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けている場合に、その剰余金等の額が控除されていますか。
 □ 支払った保険料の証明書類は保険料の金額の多寡にかかわらず(一般の旧生命保険料は支払った保険料等が9,000円超のものについて)添付等されていますか。

(1) 生命保険料控除の対象となる生命保険料

□ 控除額は正しく計算されていますか。

生命保険料控除の対象となる生命保険料とは、次のような生命保険契約等に基づいて本年中に支払った保険料や掛金で、所得者本人が支払ったものをいいます。また、保険料は「一般の生命保険料」、「介護医療保険料」及び「個人年金保険料」に区分され、さらに「一般の生命保険料」と「個人年金保険料」は、平成24年1月1日以後に契約した「新保険料」と平成23年12月31日以前に契約した「旧保険料」に区分して控除額を計算します。

- ① 生命保険会社又は外国生命保険会社等と締結した保険契約のうち、生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの(外国生命保険会社等を締結した保険契約については国内で締結したものに限ります)
- ② 廃止前の簡易生命保険法第3条に規定する簡易生命保険契約のうち、生存又は死亡に基因して一定額の保険金が支払われるもの
- ③ 農業組合等一定の組合等と締結した生命共済契約等のうち、生存又は死亡に基因して一定額の保険金が支払われるもの
- ④ 確定給付企業年金に係る規約又は適格退職年金契約
- ⑤ 生命保険会社、外国生命保険会社等、損害保険会社又は外国損害保険会社等と締結した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由により保険金等が支払われる保険契約のうち、医療費等を支払ったことなど医療費等支払事由に起因して保険金等が支払われるもの

(2) 証明書類等の添付等

証明書類又は電磁的記録印刷書面の添付は、旧生命保険料については本年中に支払った一契約の保険料又は掛金の金額が9,000円を超えるものについて、また、旧生命保険料以外の保険料については、金額の多寡にかかわらず全てのものについて必要となります。

支払った保険料がいずれの生命保険料控除の対象となるかの判定は、実務上は証明 書類の表示を確認して行うことになります。

(3) 生命保険料控除額の計算

「保険料控除申告書」に記載されている生命保険料の控除額が、保険料の証明書類に記載された内容に従って一般の生命保険料、介護医療保険料又は個人年金保険料の区分ごとに、それぞれ正しく計算されているかどうかを確かめます。

生命保険料の控除額は、次の表により計算した一般の生命保険料の控除額(①、②、 ③のうち最も大きい金額)、介護医療保険料の控除額及び個人年金保険料の控除額 (④、⑤、⑥のうち最も大きい金額)の合計額となります。

なお、一般の生命保険料の控除額、介護医療保険料の控除額及び個人年金保険料の 控除額の合計額が12万円を超える場合には、生命保険料の控除額は12万円が限度 となります。

	保険料の区分	控除額				
<u>—</u>	(1)支払った新生命保険料について 控除の適用を受ける場合((3) の場合を除きます)	計算式 [に当てはめて計算した金額(①)				
般の生命保険料	(2) 支払った旧生命保険料について 控除の適用を受ける場合((3) の場合を除きます)	計算式Ⅱに当てはめて計算した金額(②)				
料	(3) 支払った新生命保険料及び旧生 命保険料の両方について控除の 適用を受ける場合	上記①及び②の金額の合計額(最高4万円)(③)				
介護	医療保険料	計算式Iに当てはめて計算した金額				
個	(1)支払った新個人年金保険料について控除の適用を受ける場合((3)の場合を除きます)	計算式 I に当てはめて計算した金額(④)				
人年金保険料	(2)支払った旧個人年金保険料について控除の適用を受ける場合((3)の場合を除きます)	計算式Ⅱに当てはめて計算した金額(⑤)				
料	(3) 支払った新個人年金保険料及び 旧個人年金保険料の両方につい て控除の適用を受ける場合	上記④及び⑤の金額の合計額(最高4万円)(⑥)				

「計算式 I (新生命保険料、介護医療保険料又は新個人年金保険料を支払った場合)]

支払った保険料等の金額	控除額
20,000 円以下	支払った保険料等の金額の全額
20,001 円以上 40,000 円以下	支払った保険料等の金額の合計額 × 1/2 + 10,000 円
40,001 円以上 80,000 円以下	支払った保険料等の金額の合計額 × 1/4 + 20,000 円
80,001 円以上	一律に 40,000 円

「計算式Ⅱ(旧生命保険料又は旧個人年金保険料を支払った場合)]

支払った保険料等の金額	控除額
25,000 円以下	支払った保険料等の金額の全額
25,001 円以上 50,000 円以下	支払った保険料等の金額の合計額 × 1/2 + 12,500 円
50,001 円以上 100,000 円以下	支払った保険料等の金額の合計額 × 1/4 + 25,000円
100,001 円以上	一律に 50,000 円

[※] 計算式 I 及び II の控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その 端数を切り上げます。

▼ 実務のポイントⅢ - 26 / 地震保険料控除の確認

- □ 給与の支払を受ける人(所得者)本人又はその人と生計を一にする配偶者やその他の親族が所有して常時居住している家屋や生活に通常必要な家財を保険又は共済の目的としていますか。
- □ 申告された地震等損害部分の損害保険料は、所得者本人が支払ったものですか。
- □ 剰余金の分配や割戻金の割戻しなどは差し引かれていますか。
- □ 支払った保険料の証明書類は添付等されていますか。

(1) 地震保険料控除の対象となる地震保険料

地震保険料控除の対象となる地震保険料とは、損害保険会社等と締結した地震等損害により居住する家屋や生活に通常必要な家財について生じた損失を補てんする保険金や共済金が支払われる損害保険契約等に基づく地震等損害部分の保険料や掛金で所得者本人が支払ったものをいいます。

(2) 旧長期損害保険契約等

平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等(以下「旧長期損害保険契約等」といいます)の保険料又は掛金(以下「旧長期損害保険料」といいます)を支払った場合には、一定の金額について地震保険料控除の対象に含めることができます。

(3) 証明書類等の添付等

証明書類又は電磁的記録印刷書面の添付等は、金額の多寡にかかわらず全てのものについて必要となります。

(4) 地震保険料控除額の計算

地震保険料控除額の計算は次によります。

	支払った保険料等 の区分		保険料等の 注額	地震保険料の控除額
Α	地震保険料等に係 る契約の全てが地 震等損害により保 険金や共済金が支 払われる損害保険 契約等に該当する ものである場合	_	_	その年中に支払った地震保険料の 金額の合計額 (最高 5 万円)
			10,000円以下	その合計額
В	地震保険料等に係る契約の全てが旧長期損害保険契約に該当するものである場合	旧長期損害 保険料の金 額の合計額	10,001円 以上 20,000円 以下	〔支払った保険料等 の金額の合計額 〕× 1/2 + 5,000円
			20,001円以上	一律に 15,000 円
		A、Bそれ ぞれ計算し	50,000円以下	その合計額
С	AとBがある場合	た金額の合計額	50,001円以上	一律に 5 万円

8 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」の提出・記載内容の確認



▼ 実務のポイントⅢ - 24 / 申告書の提出等

□「住宅借入金等特別控除申告書」及び「控除証明書」は、年末調整をする時までに提出 を受けていますか。

「住宅借入金等特別控除申告書」の記載内容の確認

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除を受ける最初の年分は確定申告によらなければなりませんが、その後の年分については、年末調整の際に控除を受けようとする人から提出された「給与所得者の(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除申告書」(以下「住宅借入金等特別控除申告書」といいます)に基づいて控除を行うことができることになっています。このため、年末調整の時までに控除を受けようとする人から税務署長が発行した「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」(以下「控除証明書」といいます。)を添付した「住宅借入金等特別控除申告書」の提出を受け、「住宅借入金等特別控除申告書」の提出を受け、「住宅借入金等特別控除申告書」で申告された控除額が正しく計算されているか確認しておく必要があります。

また、控除額の計算の基となる住宅借入金の年末残高の確認方法には、次の証明書 方式と調書方式があり、それぞれ次のように「住宅借入金等特別控除申告書」等を提出 します。

(1) 調書方式

令和6年以後に住宅を居住の用に供した人で住宅取得資金を借り入れた金融機関等に「適用申請書」を提出し、確定申告書で「控除証明書」を e-Tax による交付を希望した人は、11月中旬頃に e-Tax メッセージボックスに「住宅借入金等特別控除申告書」と「控除証明書」が格納されます。「控除証明書」には「借入金等の年末残高」が記載されますので、金融機関等から「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「年末残高等証明書」といいます)は交付されません。

国税当局から交付された「住宅借入金等特別控除申告書」及び「控除証明書」は、給与の支払者に電子的に提出できますが、給与の支払者が電子的な受付ができないときは「QRコード付き証明書作成システム」を利用して書面で出力して提出します。

なお、確定申告の際に「控除証明書」について、書面による交付を希望した人は、入居2年目の11月下旬頃に2年目以後適用年分の証明書等が税務署から送付されますので、本年は「令和7年分の住宅借入金等特別控除申告書」を使用します。この場合、「控除証明書」にその年の「住宅借入金の年末残高」は記載されませんので、金融機関等から交付された住宅借入金返済計画表等を基に控除額を計算します。

(2) 証明書方式

上記(1)以外の人については、従来どおり金融機関から交付される本年分の「年末残高等証明書」を基に、税務署から送付された「住宅借入金等特別控除申告書」により控除額を計算し、「年末残高等証明書」及び「控除証明書」を添付して給与の支払者に提出します。

なお、「住宅借入金等特別控除申告書」と「控除証明書」は一枚の様式となっており、 入居2年目の10月下旬頃に、2年目以後適用分の証明書等が税務署から送付されま すので、本年は、「平成37年分又は令和7年分の住宅借入金等特別控除申告書」の申 告書等を使用します。

(注)確定申告の際に「住宅借入金等特別控除申告書兼証明書」について e-Tax による交付を希望した場合、これらの申告書等の電子ファイルは毎年 10 月以降に e-Tax メッセージ ボックスから確認することができます。

▼ 実務のポイントⅢ - 25 /内容の確認

- □ 住宅の取得者と「住宅借入金等特別控除申告書」を提出する者(氏名・住所)が同一ですか。
- □ その住宅に入居後年末まで引き続いて「住宅借入金等特別控除申告書」を提出する者 が居住していますか。
- □ 給与の支払を受ける人(所得者)自身の合計所得金額が一定額以下となっていますか。

(1) 住宅借入金等特別控除

① 一般の住宅の取得等の場合(本則)

個人が国内において、一定の居住用家屋の新築、新築住宅や既存住宅の取得又は増改築等(以下「住宅の取得等」といいます)をして、これらの家屋又は増改築部分を平成28年1月1日から令和6年12月31日までの間にその人の居住の用に供した場合(住宅の取得等をした日から6か月以内に居住の用に供した場合に限ります)に、その人がその住宅の取得等のための一定の借入金又は債務(以下「住宅借入金等」といいます)を有するときは、その居住の用に供した日の属する年(以下「居住年」といいます)以後10年間又は13年間の各年(その年の12月31日(死亡した場合はその死亡の日)まで引き続き居住の用に供している場合に限ります)のうち、合計所得金額が2,000万円(居住年が令和3年12月31日以前に居住又は特別特例取得の場合は3,000万円、特例特別特例取得、特例居住用家屋又は特例認定住宅の場合は1,000万円)以下である年について、その住宅借入金等の年末残高に応じて一定の控除率により算出された住宅借入金等特別控除額をその年分の所得税額から控除することができます。

(注) 特例特別特例取得、特例居住用家屋及び特例認定住宅とは、床面積が 40㎡以上 50㎡ 未満の家屋をいいます。

なお、令和元年10月1日から令和4年12月31日までの間に居住の用に供

した家屋が特別特定取得及び新型コロナ税特法の特例取得、特別特例取得又は特 例特別特例取得[42・43頁/注2・3参照]に該当する場合には、控除期間の 特例として 11 年目から 13 年目までの各年において次のイ又は口いずれか少な い金額が控除されます。

イ 住宅借入金等の年末残高(4,000万円を限度)×1%

口「住宅の取得等の対価の額又は費用の額-その住宅の取得等の対価の額又は費用の額 に含まれる消費税額等](4.000万円を限度)×2%÷3

② 認定住宅の新築等の場合

個人が一定の認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH 水準省エネ住宅又は 省エネ基準適合住宅の取得等をして平成28年1月1日から令和6年12月31 日までの間にその人の居住の用に供した場合、その人がこれらの認定住宅等の取 得等のための借入金等を有するときは、上記①との選択により別の控除率を適用 できる特例が設けられています。

また、令和元年 10 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供 した家屋が特別特定取得、特例取得、特別特例取得、特例特別特例取得に該当す る認定住宅の取得等である場合、11年目から13年目までは上記①の控除期間 の特例が適用されます。

[令和7年分の年末調整の対象(令和3年12月31日居住開始分まで<特別特例取得に係る ものは令和 4 年 12 月 31 日まで>) となる住宅の取得等]

A: 2,000 万円以下の部分の金額

D:3,500 万円超 4,000 万円以下の部分の金額

B: 2,000 万円超 3,000 万円以下の部分の金額 E: 4,000 万円超 4,500 万円以下の部分の金額

C:3,000 万円超3,500 万円以下の部分の金額 F:4,500 万円超5,000 万円以下の部分の金額

住宅を居住の 用に供した日	控除期間			住宅借入金等の年末残高 の限度額と控除率					各年の 控除	
用に供した口			Α	В	С	D	Е	F	限度額	
		特定取得	10年間	1.00/				40万円		
	本則 認定 住宅	特別特定取得*1	1~10年目		1.1	1.0%		_		40カロ
H28.1.1~ R3.12.31		特定取得以外	10年間	1.0%		_		20万円		
N3.12.31		特定取得	10年間			1.0%			50万円	
		特別特定取得*1	1~10年目	1.0		.0%		2071		
	шт	特定取得以外 10年間		1.0% —				30万円		

- *1 上記に加えて、特例取得、特別特例取得、特例特別特例取得が含まれます。
- (注) 1 「特定取得」とは、個人の住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及 び地方消費税額の合計額に相当する額(以下「消費税額等」といいます)が、8%又は 10%の税率により課されるべき消費税額等である場合の住宅の取得等をいいます。
 - 2 「特別特定取得」とは、個人の住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額 等が、10%の税率により課されるべき消費税額等である場合の住宅の取得等をいいます。
 - 3 特例取得、特別特例取得、特例特別特例取得とは、新型コロナ税特法に規定する住宅 借入金等特別控除の特例の適用を受ける家屋等をいいます。
 - 4 控除額の100円未満の端数は切り捨てます。

「令和7年分の年末調整の対象(令和6年12月31日居住開始分まで)となる住宅の取得等〕

A:2,000 万円以下の部分の金額

D:3,500 万円超 4,000 万円以下の部分の金額

B: 2,000 万円超 3,000 万円以下の部分の金額 E: 4,000 万円超 4,500 万円以下の部分の金額

C:3,000 万円超3,500 万円以下の部分の金額 F:4,500 万円超5,000 万円以下の部分の金額

住宅を居住の 用に供した日	控 除 期 間				住宅借入金等の年末残高 の限度額と控除率					各年の 控除	
用に供びた口					Α	В	С	D	E	F	限度額
		4	特別特例取得*1	1~10年目		1.0	0%		-	_	40万円
	本則		主用家屋の新築等 取再販住宅の取得	13年間	0.7	7%		-	_		21万円
		ļ	既存住宅の取得 ・増改築等	10年間	0.7%	0.7%			14万円		
		4	寺別特例取得*1	1~10年目			1.0	0%			50万円
R4.1.1~ R5.12.31		認	定住宅等の新築・買	買取再販認定住	宅の取得	}					
N3.12.31	認定		認定住宅	13年間			0.'	7%			35万円
	住宅等		ZEH水準 省エネ住宅	13年間	0.7%				_	31.5万円	
			省エネ基準 適合住宅	13年間	0.7%			_		28万円	
		上記以外		10年間	0.5	0.7%				21万円	
	居住用家屋の新築等 買取再販住宅の取得・増 政築等			10年間	0.7%				14万円		
R6.1.1~		認	定住宅等の新築・買	買取再販認定住	宅の取得	}					
R6.1.1~ R6.12.31			認定住宅*2	13年間			0.7%	,		_	31.5万円
110.12.01	認定 住宅		ZEH水準 省エネ住宅 ^{*2}	13年間		0.7%		_			24.5万円
	 等		省工ネ基準 適合住宅*2	13年間	0.7	7%	_			21万円	
		上	記以外	10年間	0.7	7%		_			21万円

- *1 上記に加えて、特例特別特例取得が含みます。
- *2 特例対象個人が令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に、認定住宅、ZEH 水準省エネ住宅又は省エネ基準適合住宅を居住の用に供した場合、住宅借入金等の年末 残高の限度額は、それぞれ 5,000 万円、4,500 万円又は 4,000 万円とされます。

特例個人とは、その年12月31日において、次のいずれかに該当する人をいいます。 ①年齢40歳未満で配偶者を有する人、②年齢40歳以上で年齢40歳未満の配偶者を有 する人、③年齢 19 歳未満の扶養親族を有する人

- (注) 1 「特定取得」とは、個人の住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及 び地方消費税額の合計額に相当する額(以下「消費税額等」といいます)が、8%又は 10%の税率により課されるべき消費税額等である場合の住宅の取得等をいいます。
 - 2 「特別特定取得」とは、個人の住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額 等が、10%の税率により課されるべき消費税額等である場合の住宅の取得等をいいます。
 - 3 特例取得、特別特例取得、特例特別特例取得とは、新型コロナ税特法に規定する住宅 借入金等特別控除の特例の適用を受ける家屋等をいいます。
 - 4 控除額の100円未満の端数は切り捨てます。

(2) 特定增改築等住宅借入金等特別控除

高齢者等居住改修工事等、断熱改修工事等又は多世帯同居改修工事等を行い、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間にその住宅を居住の用に供した場合、住宅借入金等特別控除と上記(1)との選択により居住年から5年間は次の表のとおり特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

[令和7年分の年末調整の対象(令和3年12月31日居住開始分まで)となる高齢者等居住改修工事等]

住宅を居住の用に供した日	控除 期間	区分	増改築等住宅 借入金等の年末 残高の限度額	控除率	各年の 控除限度額
R3.1.1~ R3.12.31	5年	① 高齢者等居住改修工事等、断熱改修工事等及び多世帯改修工事等に係る費用	1,000万円	1.0%	
		② うち高齢者等居住改修工事等、特定断熱改修工事等、特定断熱改修工事等及定多世帯同居改修工事等及び特定耐久性向上改修工事等に係る費用	250万円 (※1)	2.0%	12.5万円 (※2)

- (注) 1 年末残高の限度額は①と②の合計で 1,000 万円となります。
 - 2 特定取得でない場合、(※1)は200万円、(※2)は12万円となります。

(3) 住宅の取得等をした人が引き続き居住の用に供していると認められる場合

(特定増改築)住宅借入金等特別控除の適用は、その住宅等を取得等した人が、その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していることが要件とされていますが、次に掲げる場合には、その人が引き続き居住の用に供しているものとして控除を適用することができます。

- ① その人が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その人と生計を一にする親族と日常の起居を共にしないこととなった場合において、その家屋をこれらの親族が引き続きその居住の用に供しており、そのやむを得ない事情が解消した後はその人が共にその家屋に居住することと認められる場合
- ② その家屋を居住の用に供した日の属する年以後住宅借入金等特別控除の適用期間内 (10年又は13年)に災害により一部損壊した場合において、その損壊部分の補修工 事等のため一時的にその人がその家屋を居住の用に供しないこととなる期間があっ た場合

(4) 再居住した場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用又は再適用

住宅の取得等及び認定住宅の新築等をして居住の用に供した人が、勤務先からの転 任命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由(以下「転任命令等」といい ます)に起因してその家屋に居住しなくなった場合であっても、再びその家屋を居住の用に供した場合には、一定の要件・手続の下で、再居住した年以後の年分について (特定増改築等)住宅借入金等特別控除が受けることができます。

(5) 二以上の住宅取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の控除額

住宅の取得等をして、その住宅借入金等について住宅借入金等特別控除の適用を受けている期間中、その家屋について増改築等を行ってその増改築等に係る住宅借入金等を有することとなった又は二以上の住宅の増改築を行った場合には、その増改築等に係る住宅借入金等についても重複して住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

この場合の控除額は、異なる住宅の取得等ごとの住宅借入金等特別控除額の合計額となりますが、その異なる住宅の取得等について適用される控除限度額のうち、最も高い金額とするなど控除の上限額が設けられています。

(6) 災害により居住の用に供することができなくなった場合の(特定増改築等)住宅 借入金等特別控除の継続適用

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていた家屋が災害により居住の用に供することができなくなった場合、その居住の用に供することができなくなった日の属する年以後の各年について一定の要件を満たす場合には、引き続き(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

(7) 東日本大震災特例法による住宅借入金等特別控除の控除額に係る特例

東日本大震災によって自己の居住する家屋が被災したことにより居住の用に供することができなくなった人が令和6年12月31日までの間に住宅の再取得等をして居住の用に供した場合には、その再取得のための再建住宅借入金等について、上記(1)との選択により再建住宅借入金等について控除額を0.9%(令和3年12月31日以前に居住の用に供した場合又は特別特例取得、特例特別特例取得の場合は1.2%)とする控除額の特例を受けることができます。

(8) 住宅借入金等の年末残高の確認

住宅借入金の残高は「年末残高証明書」により確認しますが、次の場合には、それぞれ次の算式により残高を計算します。

① 連帯債務による住宅借入金等

連帯債務による住宅借入金等がある場合、居住年が平成31年以後の控除証明 書には連帯債務割合が記載されています。

また、居住年が平成30年以前である場合は、「住宅借入金等特別控除申告書」の「備考」欄に、他の連帯債務者から「私は連帯債務者として、住宅借入金等の残

高○○○円のうち○○○円を負担することとしています。」等の文言、住所、氏 名や勤務先等を記入してもらいます。

連帯債務である場合、控除を受ける人が負担すべき年末残高は、次の算式により計算した額となります。

=

連帯債務による 住宅借入金等の 年末残高(円) 控除を受ける人が × 負担すべき 割合(%)

連帯債務による住宅借入金等の 年末残高のうち控除を受ける人が 負担すべき部分の年末残高(円)

② 住宅借入金等の借換え

住宅借入金等について一定の借換えをした場合には、借換えによる新たな住宅借入金等も控除の対象とされますが、新たな住宅借入金等の当初金額が借換え直前の前の住宅借入金等の残高を上回っている場合には、その借換えをした年分以後の住宅借入金等の年末残高は次の算式により計算した額となります。

本年の住宅借入金等 の年末残高

×

借換え直前の当初住宅借入金等残高

借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額

(注) 残高証明書の「住宅借入金の金額・当初金額」欄の借入年が控除証明書の「居住開始年」 と異なる場合には注意してください。

(9) (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除が適用できない場合

次のような場合には(特定増改築等)住宅借入金等特別控除はできません。

- ① 特別控除の適用を受けようとする者が、住宅を居住の用に供した日以後、その年の12月31日まで、引き続き居住の用に供していないとき(上記(3)から(6)に該当する場合を除きます)。
- ② 住宅借入金等特別控除の適用を受けた人が、その居住の用に供した年の翌年以後3年以内にその居住用家屋やその敷地の用に供されている土地以外の所定の資産を譲渡して、居住用財産の譲渡所得の課税の特例などの適用を受けることとなったとき。

IV 令和7年分年税額の計算

給与の支払を受ける人(所得者)一人一人の所得控除と税額控除の確認が終了した ら、次に、令和7年分の給与の総額について納付しなければならない年税額(年調年 税額)を計算することになります。

▼ 実務のポイントIV - 1/給与の収入の確定の時期

□ 年末調整の対象となる給与は、未払分を含め、その年に収入が確定したもののすべてです。

給与所得の収入についてその収入することが確定する時期は、給与の支給態様等により次のように定められています。したがって、以下に掲げる日が本年中に到来する 給与については、本年分の年末調整の対象とする必要があります。

① 契約又は慣習その他株主総会の決議等 により支給日が定められている給与	その定められた支給日
② 支給日が定められていない給与	その支給を受けた日
③ 役員に対する賞与のうち、株主総会の 決議等によりその算定の基礎となる利 益に関する指標の数値が確定し支給金 額が定められるものその他利益を基礎 として支給金額が定められるもの	その決議等があった日。ただし、その決議 等が支給する金額の総額を定めているだけで、各人ごとの具体的な支給金額を定め ていない場合には、各人ごとに支給金額が 具体的に定められた日
④ 給与規程の改訂が既往にさかのぼって 実施されたため、既往の期間に対応し て支給する新旧給与の差額	その支給日が定められているものについてはその支給日。その支給日が定められていないものについてはその改訂の効力が生じた日
⑤ いわゆる認定賞与	その支給日があらかじめ定められている ものについてはその定められた支給日。そ の日が定められていないものについては 現実にその支給を受けた日(その日が明 らかでない場合には、その支給が行われた と認められた事業年度の終了の日)

▼ 実務のポイントIV - 2 / 給与の総額と徴収税額の集計

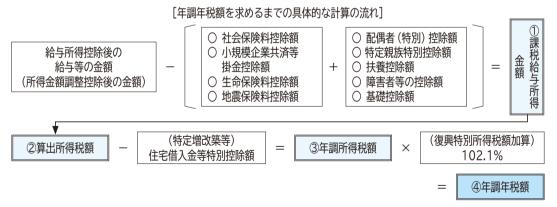
- □ 本年分の給与で未払となっているものも集計されていますか。
- □ いわゆる現物給与や認定賞与などの金額が集計されていますか。
- □ 前年分の給与で本年中に支払ったものは集計から除外されていますか。
- □ 年の中途で就職した人で前職のある人については、その前職の給与が集計されていますか。
- □ 前職の給与が明らかでないときは、年末調整をすることはできません。

年税額(年調年税額)の計算に際しては、まず、給与の支払を受ける人(所得者)一人一人について、年末調整の対象となる給与の総額と毎月(毎日)の給与から徴収した税額の合計額とを求めることになります。この場合、給与の総額の集計に当たっては、本年中に確定した現金支給の給与だけでなく、食事の支給や各種保険料の使用者負担などの現物給与で課税されたもののほか、臨時の手当、あるいは、いわゆる認定賞与とされるものについても、誤りなく集計する必要があります。また、年の中途で就職した人で前職のある人については、その前職の給与とその給与から徴収された税額についても、この集計に含めることになります。

▼ 実務のポイントIV - 3/年調年税額の計算

- □ 給与所得控除後の給与等の金額は、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」によって求め、所得金額調整控除の適用がある場合は所得金額調整控除額を控除した後の金額となります。
- □「課税給与所得金額」は、上記により求めた金額から諸控除を差し引いて求めます。
- □ 算出所得税額は、「年末調整のための算出所得税額の速算表」によって求めます。
- □ 年調所得税額は、算出所得税額から(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を控除した残額です。
- □ 年調年税額は、年調所得税額に復興特別所得税の税率を加算した金額となりますが、具体的には年調所得税額に102.1%を乗じて求めた金額になります。

具体的な年調年税額の計算は次図のように、①課税給与所得金額の計算、②算出所得税額の計算、③年調所得税額の計算、④年調年税額の計算の順で行うことになります。



(1) 課税給与所得金額の計算

まず、前記「実務のポイントIV - 2」(47頁)により集計して求めた給与の総額を「令和7年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」(「参考」60~68頁)に当てはめて給与所得控除後の給与等の金額を求めます。所得金額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除額を控除した後の金額となります。そして、内容の確認が終わった次の控除額を集計し、この合計額を給与所得控除後の給与等の金額(所得金額調整控除後の金額)から控除して課税給与所得金額を求めます。

- ① 社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額及び地震保険 料控除額
- ② 配偶者控除額又は配偶者特別控除額
- ③ 特定親族特別控除額
- ④ 扶養控除額、障害者控除額、ひとり親控除額、寡婦控除額及び勤労学生控除額の合 計額
- ⑤ 基礎控除額

なお、給与所得控除後の給与等の金額は、「年末調整等のための給与所得控除後の給 与等の金額の表」によって求めます。

(2) 算出所得税額の計算

(1)により求めた課税給与所得金額に応じ、下表の「年末調整のための算出所得税額の速算表」の算式に従って算出所得税額を求めます。この場合、課税給与所得金額に千円未満の端数があるときは、その千円未満の端数を切り捨てた上でこの算式を適用します。

[年末調整のための算出所得税額の速算表]

課税給与所得金額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)	税額 = (A) × (B) - (C)
1,950,000 円以下	5%	_	A × 5%
1,950,000 円超 3,300,000 円以下	10%	97,500円	A×10% - 97,500円
3,300,000 円超 6,950,000 円以下	20%	427,500円	A×20%- 427,500円
6,950,000 円超 9,000,000 円以下	23%	636,000円	A × 23% - 636,000円
9,000,000 円超 18,000,000 円以下	33%	1,536,000円	A × 33% - 1,536,000円
18,000,000 円超 18,050,000 円以下	40%	2,796,000円	A×40% - 2,796,000円

- (注) 1 課税給与所得金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切捨てます。
 - 2 課税給与所得金額が 18.050.000 円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

(3) 年調所得税額の計算

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がない人については、上記(2)で求めた算出所得税額がそのまま年調所得税額となります。

また、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の適用を受ける人については、上記 (2) で求めた算出所得税額から (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額を控除して年調所得税額を求めることになりますが、上記で求めた算出所得税額よりも (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の方が多い場合は、その控除額はその算出所得税額の範囲にとどめ、年調所得税額は「0」と記入して控除しきれない部分の金額は切り捨てます。

(4) 年調年税額の計算

(3) で求めた年調所得税額に復興特別所得税額(税率 2.1%) を加算して求めますが、具体的には年調所得税額に 102.1% を乗じた額が年調年税額になります。

V

徴収税額との精算

本年分の給与所得に対する年調年税額の計算が終了したら、その年調年税額と本年 分の毎月(毎日)の徴収税額の合計額とを比べて過不足額を求め、その精算をしなけれ ばなりません。

▼ 実務のポイント V - 1 / 不足額の徴収

- □ 不足額とは、令和7年分年調年税額が本年中に徴収した税額の合計額よりも多い場合のその差額のことをいいます。
- □ 不足額は年末調整をする本年最後の給与から徴収します。

不足額は、原則として年末調整をする月分の給与から徴収しますが、なお不足額が残るときは、その後に支払う給与から徴収します。また、12月分の給与から不足額を徴収すると税引手取額が極端に少なくなる場合には、年末調整を行う時までに、税務署長に対し「年末調整による不足額徴収繰延承認申請書」を提出し、承認を受けることにより、不足額を翌年1月と2月の給与の支払の際に繰り延べて徴収することができます。

▼ 実務のポイントV - 2 / 過納額の還付

- □ 過納額とは、本年中に徴収した税額の合計額が令和 7 年分年調年税額よりも多い場合のその差額のことをいいます。
- □ 過納額は、給与の支払者が 12 月分として納付する全体の源泉徴収税額から控除して 還付し、還付しきれない過納額は翌年に納付する源泉徴収税額から順次控除して還 付します。

過納額は、次により還付します。

(1) 給与の支払者から還付する場合

① 給与の支払者は、その過納額について年末調整を行った月分(通常は 12 月分、納期の特例の承認を受けている場合には、本年7月から 12 月までの分)として納付する「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われた報酬、料金に対する源泉徴収税額」(以下「給与・弁護士報酬等の源泉徴収税額」といいます)のうちから差し引き、過納となった人に還付します。

したがって、給与の支払者は、その月分として納付すべき税額から還付した税額を差し引いた残額を納付することになります。

② 年末調整を行った月分の源泉徴収税額のみでは還付しきれないときは、その後に納付する月分の「給与・弁護士報酬等の源泉徴収税額」から差し引き順次還付します。

(2) 税務署から還付する場合(給与の支払者が還付できない場合)

- ① 次の場合のように、給与の支払者が納付する「給与・弁護士報酬等の源泉徴収税額」がないか、あってもごくわずかであるため、給与の支払者のところでは過納額の還付をすることができない場合には、税務署から給与の支払者に一括して還付するか、あるいは過納となった各人に直接環付することになります。
 - イ 解散、廃業などにより給与の支払者でなくなったため、過納額の還付ができなく なった場合
 - □ 徴収して納付する税額が全くなくなったため過納額の還付ができなくなった場合
 - ハ 納付する源泉徴収税額に比べて過納額が多額であるため、還付することとなった 月の翌月から2か月を経過しても還付しきれないと見込まれる場合
- ② 上記①のいずれかに該当する場合には、給与の支払者は、各人ごとの過納額や還付を受けようとする金額の明細を記載した「年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書」を作成し、各人の「所得税源泉徴収簿」の写しと「過納額の請求及び受領に関する委任状(連記式)」とをこれに添付して、所轄税務署に提出します。なお、過納額を令和8年分に繰り越して還付するときは、令和8年分の「所得税源泉徴収簿」の写しも併せて提出してください。

また、退職した人などで、前記の委任状の提出ができない人の分については、 税務署から過納となった人に直接還付することになりますので「年末調整過納 額還付請求書兼残存過納額明細書」は用紙を別にして作成してください。

VI 年末調整の再調整

▼ 実務のポイントVI/年末調整の再調整

□ 年末調整が終了した後に、給与の追加支給などがあった場合には、年末調整の再調整が必要となります。

年末調整後に給与の追加支給があった場合のほか、次のような場合にも年末調整の 再調整を行います。

- ① 年末調整後に控除対象扶養親族等の数に異動があった場合
- ② 年末調整後に保険料を支払った場合

ただし、翌年になってから給与規程が改訂され、本年にさかのぼって追加支給がされる給与は、翌年の所得となりますから、本年分の年末調整の再調整の必要はありません。

また、年末調整後における控除対象扶養親族等の増加や保険料の払込みによる年末 調整の再調整は、源泉徴収票を交付した後においては行うことはできません。この場 合には、給与の支払を受ける人(所得者)本人が確定申告により税額の精算をすること となりますので注意してください。

VII

法定調書の作成と提出

1 法定調書の作成と提出期限



法定調書とは、「所得税法」、「相続税法」、「租税特別措置法」および「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」の規定により税務署への提出が義務づけられている資料をいいます。

ここで紹介する「給与所得の源泉徴収票」のほか、「退職所得の源泉徴収票」「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」「不動産の使用料等の支払調書」等のうち一定のものは令和8年2月2日(月)までに所轄税務署長に提出しなければなりません(給与支払報告書・特別徴収票の提出先は、関係市区町村長となります)。

(注)令和7年度税制改正で創設された「特定親族特別控除」の適用を受けた場合には、源泉徴収票の「控除対象扶養親族等」の「区分」の欄に、特定親族各人別の特定親族特別控除の額に応じて以下の区分の番号を記入します(57・59頁参照)。

[特定親族特別控除の額の区分]

特定親族特別控除の額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	合計所得金額
63 万円	10	11	58万円超 85万円以下
61 万円	20	21	85万円超 90万円以下
51 万円	30	31	90万円超 95万円以下
41 万円	40	41	95 万円超 100 万円以下
31 万円	50	51	100万円超 105万円以下
21 万円	60	61	105万円超 110万円以下
11 万円	70	71	110万円超 115万円以下
6 万円	80	81	115万円超 120万円以下
3 万円	90	91	120 万円超 123 万円以下

|2| 提出方法



法定調書は、①国税電子申告・納税システム(e-Tax)、②光ディスク等(CD、DVDなど)、③書面、④クラウド等のいずれかで提出します。

(注)「クラウド等」については、国税庁長官の定める基準に適合するものであることについて、そのクラウド等を管理する者が国税庁長官の認定を受けたものに限ります。

(1) e-Tax 等による提出

税務署に出向くことなく、自宅やオフィスなどから、e-Tax ソフト又はパソコンへのインストールが不要な e-Tax ソフト (WEB 版) を利用して法定調書を作成・提出することができます。

- ① e-Tax ソフト (WEB 版) での法定調書の作成・提出 e-Tax ソフト (WEB 版) で作成・提出できる法定調書は下表のとおりです。
 - ✓ 給与所得の源泉徴収票
 - ✓ 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票
 - ▼ 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
 - ▼ 不動産の使用料等の支払調書
 - ▼ 不動産等の譲受けの対価の支払調書
 - ▼ 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
- ②「給与所得の源泉徴収票」(給与支払報告書)の eLTAX での一括作成・提出 地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用することで、給与支払報告書の電子申 告(eLTAX)用のデータと、「給与所得の源泉徴収票」の電子申告(e-Tax)用の データを同時に作成し、給与支払報告書を各市区町村に、「給与所得の源泉徴収 票」は所轄税務署にそれぞれ提出することができます。

(2) 光ディスク等(CD・DVDなど)による提出

大量の法定調書を提出する場合であっても、1枚の光ディスク等(CD・DVDなど)で提出することができます。

また、光ディスク等には、所定の規格でデータを格納する必要があります。データの格納に当たっては、セキュリティの確保の観点から、データの暗号化(自己復号型)を行った上で提出することをお勧めします。

なお、e-Tax または光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられていない方 (後記「実務のポイントⅦ」参照)も、法定調書を光ディスク等で提出することができ ます。

▼ 実務のポイントVII/ e-Tax、光ディスク等による提出の義務

- □ 法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであったその法定調書の提出枚数が「100枚以上」であった場合については、e-Tax、光ディスク等(C D・D V D など)又はクラウド等により提出することとされています。
- (注) 令和9年1月1日以降に提出すべき法定調書について「100枚以上」は「30枚以上」となります。

(3) 本店等一括提出制度

支店等が当該支店等を所轄する税務署長の承認を受けた場合には、e-Tax、光ディスク等又はクラウド等により、当該支店等が提出すべき法定調書を本店等が取りまとめて提出(本店等一括提出)することができます。

なお、支店等が上記の本店等一括提出を選択する場合には、その支店等が当該支店 等を所轄する税務署長に対して、承認申請書を提出することとなります。

3 「給与所得の源泉徴収票」の提出範囲等



(1) 「給与所得の源泉徴収票」の提出範囲

「給与所得の源泉徴収票」は、給与等を支払ったすべての方について作成し交付することとされていますが、所轄税務署長に提出するものは、以下のものに限られています。

		提出範囲	
年末	① 法人(人格のなり 執行役、会計参う 役、顧問等である 和7年中に役員	令和7年中の給与等の支 払金額が150万円を超え るもの	
年末調整をしたも	② 弁護士、司法書士、弁理士、海 条第 1 項第 2 -	令和7年中の給与等の支 払金額が 250 万円を超え るもの	
Ō	③ 上記①及び②以	令和7年中の給与等の支 払金額が500万円を超え るもの	
年末調整を	④「給与所得者 の扶養控除等 (異動)申告 書」を提出し	イ 令和7年中に退職した方、災害に より被害を受けたため、令和7年 中の給与所得に対する源泉所得税 及び復興特別所得税の徴収の猶予 又は還付を受けた方	令和7年中の給与等の支 払金額が250万円を超えるもの ただし、法人の役員の場合には50万円を超えるもの
しなかったも	音」を促出し た方	立 主たる給与等の金額が 2,000 万 円を超えるため、年末調整をしな かった方	全部
もの	⑤「給与所得者の抗 かった方 (月額表又は日額	令和7年中の給与等の支 払金額が50万円を超える もの	

(注) 弁護士等に対する支払は、給与等として支払っている場合なので、報酬等として支払う場合には、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」を提出することとなります。

(2) 給与支払報告書の提出範囲及び提出先

「給与支払報告書」は、「給与所得の源泉徴収票」と異なり、令和8年1月1日現在 において給与等の支給を受けている全ての受給者のものを関係市区町村(原則として 受給者の令和8年1月1日現在の住所地の市区町村)に提出してください。

なお、年の中途で退職した方については、令和8年2月2日までに、退職時の住所 地の市区町村に給与支払報告書を提出してください(退職した方に対する給与等の支 払金額が30万円以下の場合は、提出を省略することができます)。

4 記載例



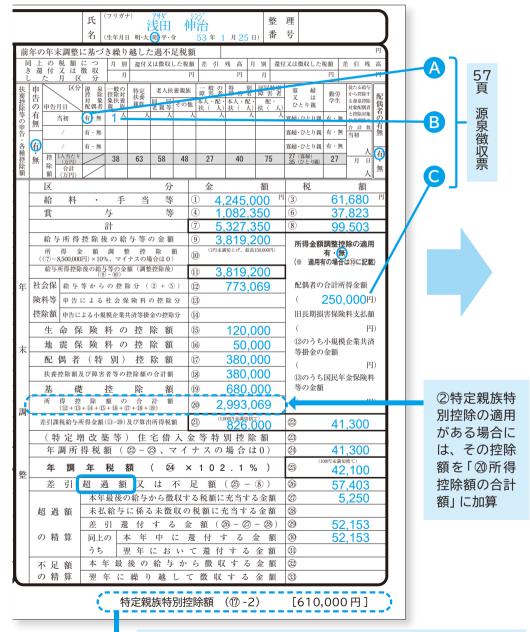
ここでは、「給与所得者の源泉徴収票」への記載のしかたについてご紹介します。

記載例1

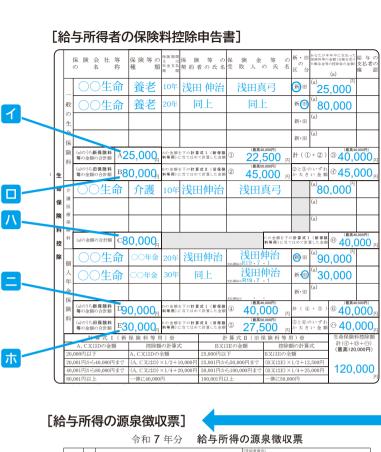
年末調整を行った一般の受給者の場合

- ① 浅田伸治さんは、1 か所のみから給与の支払を受けており、年末調整を行っています。
- ② 令和7年中に支払った生命保険料控除等の対象となる生命保険料等があります。

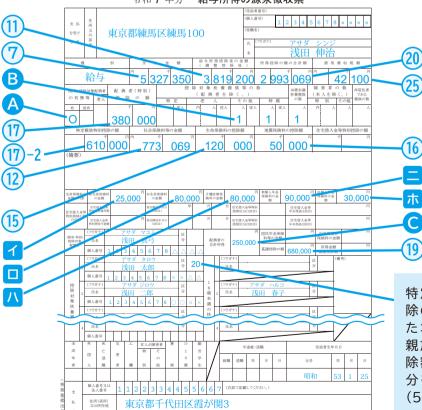
[給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿]



①特定親族特別控除の適用がある場合には、余白に控除額を記載



源泉徴収簿の⑦~ ②欄、保険料控除 申告書のイ~ホ欄 の金額を、源泉徴 収票の同記号の欄 に記載します。



受給者に交付する源泉徴収票には マイナンバーの記載は要しません。

特定親族特別控 除の適用を受け た場合は、特定 親族各人別の控 除額に応じた区 分を記載します (53 頁参照)。

木

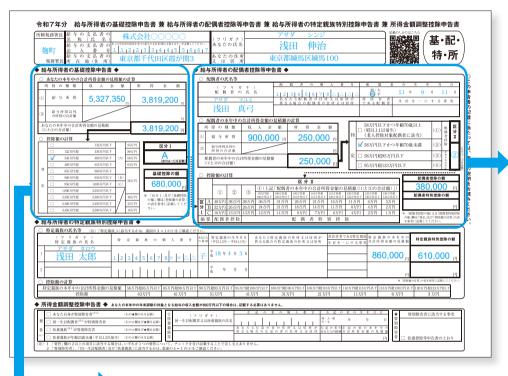
C

03-XXXX-XXXX

配偶者に係る記載例

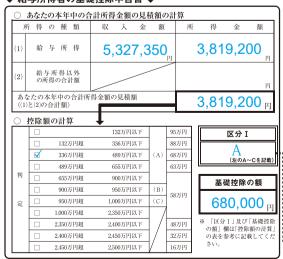
- ① 浅田伸治さんは、年末調整の際に、控除対象配偶者である浅田真弓さんに係る配偶者控除の適用があります。
- ② 浅田伸治さんの給与所得金額は 3,819,200 円であるため、「給与所得者の基礎控除申告書」の控除額の計算の判定による区分 I は「A」に該当します。

「基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書]

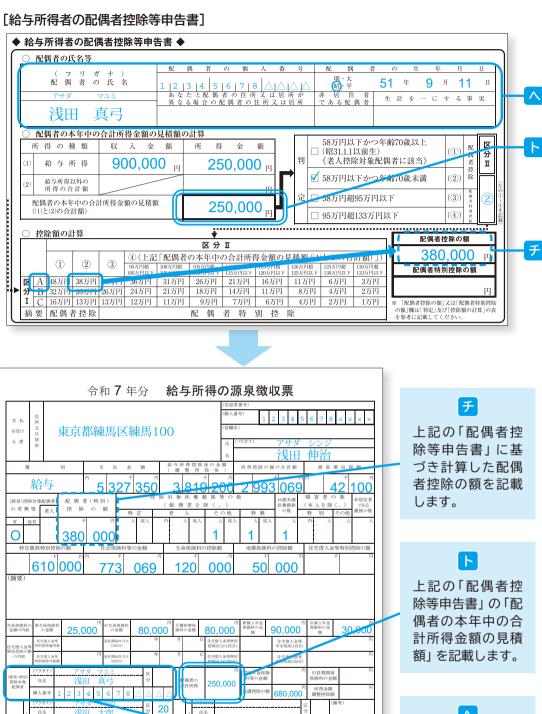


[給与所得者の基礎控除申告書]

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆



次頁 [給与所得者の配偶者控除等申告書]



配偶者特別控除の 適用を受ける場合 も氏名及びマイナ ンバー等を記載し ます。

個人番号

2 3 4 5 6 7 8



別表第五 年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表(令和7年12月1日以後年末調整用/令和7年11月30日以前に年末調整をする場合は令和6年分を使用してください。)

(-) (~ 2.459,999 円)

(-)							(- 2,4	59,999円)
給与等	の金額	給与所得控	給与等	の金額	給与所得控	給与等	の金額	給与所得控
		除後の給与			除後の給与			除後の給与
以上	未満	等の金額	以上	未 満	等の金額	以上	未満	等の金額
円 651,000	円表満	円 0	円 2,060,000 2,064,000 2,068,000 2,072,000 2,076,000	円 2,064,000 2,068,000 2,072,000 2,076,000 2,080,000	円 1,362,000 1,364,800 1,367,600 1,370,400 1,373,200	円 2,260,000 2,264,000 2,268,000 2,272,000 2,276,000	円 2,264,000 2,268,000 2,272,000 2,276,000 2,280,000	円 1,502,000 1,504,800 1,507,600 1,510,400 1,513,200
651,000	1,900,000	給与等の金額から650,000円を 控除した金額	2,080,000 2,084,000 2,088,000 2,092,000 2,096,000	2,084,000 2,088,000 2,092,000 2,096,000 2,100,000	1,376,000 1,378,800 1,381,600 1,384,400 1,387,200	2,280,000 2,284,000 2,288,000 2,292,000 2,296,000	2,284,000 2,288,000 2,292,000 2,296,000 2,300,000	1,516,000 1,518,800 1,521,600 1,524,400 1,527,200
1,900,000 1,904,000 1,908,000 1,912,000 1,916,000	1,908,000 1,912,000 1,916,000	1,250,000 1,252,800 1,255,600 1,258,400 1,261,200	2,100,000 2,104,000 2,108,000 2,112,000 2,116,000	2,104,000 2,108,000 2,112,000 2,116,000 2,120,000	1,390,000 1,392,800 1,395,600 1,398,400 1,401,200	2,300,000 2,304,000 2,308,000 2,312,000 2,316,000	2,304,000 2,308,000 2,312,000 2,316,000 2,320,000	1,530,000 1,532,800 1,535,600 1,538,400 1,541,200
1,920,000 1,924,000 1,928,000 1,932,000 1,936,000	1,928,000 1,932,000 1,936,000	1,264,000 1,266,800 1,269,600 1,272,400 1,275,200	2,120,000 2,124,000 2,128,000 2,132,000 2,136,000	2,124,000 2,128,000 2,132,000 2,136,000 2,140,000	1,404,000 1,406,800 1,409,600 1,412,400 1,415,200	2,320,000 2,324,000 2,328,000 2,332,000 2,336,000	2,324,000 2,328,000 2,332,000 2,336,000 2,340,000	1,544,000 1,546,800 1,549,600 1,552,400 1,555,200
1,940,000 1,944,000 1,948,000 1,952,000 1,956,000	1,948,000 1,952,000 1,956,000	1,278,000 1,280,800 1,283,600 1,286,400 1,289,200	2,140,000 2,144,000 2,148,000 2,152,000 2,156,000	2,144,000 2,148,000 2,152,000 2,156,000 2,160,000	1,418,000 1,420,800 1,423,600 1,426,400 1,429,200	2,340,000 2,344,000 2,348,000 2,352,000 2,356,000	2,344,000 2,348,000 2,352,000 2,356,000 2,360,000	1,558,000 1,560,800 1,563,600 1,566,400 1,569,200
1,960,000 1,964,000 1,968,000 1,972,000 1,976,000	1,968,000 1,972,000 1,976,000	1,292,000 1,294,800 1,297,600 1,300,400 1,303,200	2,160,000 2,164,000 2,168,000 2,172,000 2,176,000	2,164,000 2,168,000 2,172,000 2,176,000 2,180,000	1,432,000 1,434,800 1,437,600 1,440,400 1,443,200	2,360,000 2,364,000 2,368,000 2,372,000 2,376,000	2,364,000 2,368,000 2,372,000 2,376,000 2,380,000	1,572,000 1,574,800 1,577,600 1,580,400 1,583,200
1,980,000 1,984,000 1,988,000 1,992,000 1,996,000	1,988,000 1,992,000 1,996,000	1,306,000 1,308,800 1,311,600 1,314,400 1,317,200	2,180,000 2,184,000 2,188,000 2,192,000 2,196,000	2,184,000 2,188,000 2,192,000 2,196,000 2,200,000	1,446,000 1,448,800 1,451,600 1,454,400 1,457,200	2,380,000 2,384,000 2,388,000 2,392,000 2,396,000	2,384,000 2,388,000 2,392,000 2,396,000 2,400,000	1,586,000 1,588,800 1,591,600 1,594,400 1,597,200
2,000,000 2,004,000 2,008,000 2,012,000 2,016,000	2,008,000 2,012,000 2,016,000	1,320,000 1,322,800 1,325,600 1,328,400 1,331,200	2,200,000 2,204,000 2,208,000 2,212,000 2,216,000	2,204,000 2,208,000 2,212,000 2,216,000 2,220,000	1,460,000 1,462,800 1,465,600 1,468,400 1,471,200	2,400,000 2,404,000 2,408,000 2,412,000 2,416,000	2,404,000 2,408,000 2,412,000 2,416,000 2,420,000	1,600,000 1,602,800 1,605,600 1,608,400 1,611,200
2,020,000 2,024,000 2,028,000 2,032,000 2,036,000	2,028,000 2,032,000 2,036,000	1,334,000 1,336,800 1,339,600 1,342,400 1,345,200	2,220,000 2,224,000 2,228,000 2,232,000 2,236,000	2,224,000 2,228,000 2,232,000 2,236,000 2,240,000	1,474,000 1,476,800 1,479,600 1,482,400 1,485,200	2,420,000 2,424,000 2,428,000 2,432,000 2,436,000	2,424,000 2,428,000 2,432,000 2,436,000 2,440,000	1,614,000 1,616,800 1,619,600 1,622,400 1,625,200
2,040,000 2,044,000 2,048,000 2,052,000 2,056,000	2,048,000 2,052,000 2,056,000	1,348,000 1,350,800 1,353,600 1,356,400 1,359,200	2,240,000 2,244,000 2,248,000 2,252,000 2,256,000	2,244,000 2,248,000 2,252,000 2,256,000 2,260,000	1,488,000 1,490,800 1,493,600 1,496,400 1,499,200	2,440,000 2,444,000 2,448,000 2,452,000 2,456,000	2,444,000 2,448,000 2,452,000 2,456,000 2,460,000	1,628,000 1,630,800 1,633,600 1,636,400 1,639,200

(`	2,100,00	013 0,0	000,000 1/
給与等			給与所得控 給与等の金額 除後の給与		給与所得控 給与等 除後の給与		の金額	給与所得控 除後の給与
以上	未満	等の金額	以上	未 満	等の金額	以上	未満	等の金額
2,460,000 2,464,000 2,468,000 2,472,000 2,476,000	2,468,000 2,472,000 2,476,000	1,642,000 1,644,800 1,647,600 1,650,400 1,653,200	2,660,000 2,664,000 2,668,000 2,672,000 2,676,000	2,664,000 2,668,000 2,672,000 2,676,000 2,680,000	1,782,000 1,784,800 1,787,600 1,790,400 1,793,200	2,860,000 2,864,000 2,868,000 2,872,000 2,876,000	2,864,000 2,868,000 2,872,000 2,876,000 2,880,000	1,922,000 1,924,800 1,927,600 1,930,400 1,933,200
2,480,000 2,484,000 2,488,000 2,492,000 2,496,000	2,488,000 2,492,000 2,496,000	1,656,000 1,658,800 1,661,600 1,664,400 1,667,200	2,680,000 2,684,000 2,688,000 2,692,000 2,696,000	2,684,000 2,688,000 2,692,000 2,696,000 2,700,000	1,796,000 1,798,800 1,801,600 1,804,400 1,807,200	2,880,000 2,884,000 2,888,000 2,892,000 2,896,000	2,884,000 2,888,000 2,892,000 2,896,000 2,900,000	1,936,000 1,938,800 1,941,600 1,944,400 1,947,200
2,500,000 2,504,000 2,508,000 2,512,000 2,516,000	2,508,000 2,512,000 2,516,000	1,670,000 1,672,800 1,675,600 1,678,400 1,681,200	2,700,000 2,704,000 2,708,000 2,712,000 2,716,000	2,704,000 2,708,000 2,712,000 2,716,000 2,720,000	1,810,000 1,812,800 1,815,600 1,818,400 1,821,200	2,900,000 2,904,000 2,908,000 2,912,000 2,916,000	2,904,000 2,908,000 2,912,000 2,916,000 2,920,000	1,950,000 1,952,800 1,955,600 1,958,400 1,961,200
2,520,000 2,524,000 2,528,000 2,532,000 2,536,000	2,528,000 2,532,000 2,536,000	1,684,000 1,686,800 1,689,600 1,692,400 1,695,200	2,720,000 2,724,000 2,728,000 2,732,000 2,736,000	2,724,000 2,728,000 2,732,000 2,736,000 2,740,000	1,824,000 1,826,800 1,829,600 1,832,400 1,835,200	2,920,000 2,924,000 2,928,000 2,932,000 2,936,000	2,924,000 2,928,000 2,932,000 2,936,000 2,940,000	1,964,000 1,966,800 1,969,600 1,972,400 1,975,200
2,540,000 2,544,000 2,548,000 2,552,000 2,556,000	2,548,000 2,552,000 2,556,000	1,698,000 1,700,800 1,703,600 1,706,400 1,709,200	2,740,000 2,744,000 2,748,000 2,752,000 2,756,000	2,744,000 2,748,000 2,752,000 2,756,000 2,760,000	1,838,000 1,840,800 1,843,600 1,846,400 1,849,200	2,940,000 2,944,000 2,948,000 2,952,000 2,956,000	2,944,000 2,948,000 2,952,000 2,956,000 2,960,000	1,978,000 1,980,800 1,983,600 1,986,400 1,989,200
2,560,000 2,564,000 2,568,000 2,572,000 2,576,000	2,568,000 2,572,000 2,576,000	1,712,000 1,714,800 1,717,600 1,720,400 1,723,200	2,760,000 2,764,000 2,768,000 2,772,000 2,776,000	2,764,000 2,768,000 2,772,000 2,776,000 2,780,000	1,852,000 1,854,800 1,857,600 1,860,400 1,863,200	2,960,000 2,964,000 2,968,000 2,972,000 2,976,000	2,964,000 2,968,000 2,972,000 2,976,000 2,980,000	1,992,000 1,994,800 1,997,600 2,000,400 2,003,200
2,580,000 2,584,000 2,588,000 2,592,000 2,596,000	2,588,000 2,592,000 2,596,000	1,726,000 1,728,800 1,731,600 1,734,400 1,737,200	2,780,000 2,784,000 2,788,000 2,792,000 2,796,000	2,784,000 2,788,000 2,792,000 2,796,000 2,800,000	1,866,000 1,868,800 1,871,600 1,874,400 1,877,200	2,980,000 2,984,000 2,988,000 2,992,000 2,996,000	2,984,000 2,988,000 2,992,000 2,996,000 3,000,000	2,006,000 2,008,800 2,011,600 2,014,400 2,017,200
2,600,000 2,604,000 2,608,000 2,612,000 2,616,000	2,608,000 2,612,000 2,616,000	1,740,000 1,742,800 1,745,600 1,748,400 1,751,200	2,800,000 2,804,000 2,808,000 2,812,000 2,816,000	2,804,000 2,808,000 2,812,000 2,816,000 2,820,000	1,880,000 1,882,800 1,885,600 1,888,400 1,891,200	3,000,000 3,004,000 3,008,000 3,012,000 3,016,000	3,004,000 3,008,000 3,012,000 3,016,000 3,020,000	2,020,000 2,022,800 2,025,600 2,028,400 2,031,200
2,620,000 2,624,000 2,628,000 2,632,000 2,636,000	2,628,000 2,632,000 2,636,000	1,762,400	2,820,000 2,824,000 2,828,000 2,832,000 2,836,000	2,824,000 2,828,000 2,832,000 2,836,000 2,840,000	1,894,000 1,896,800 1,899,600 1,902,400 1,905,200	3,020,000 3,024,000 3,028,000 3,032,000 3,036,000	3,024,000 3,028,000 3,032,000 3,036,000 3,040,000	2,034,000 2,036,800 2,039,600 2,042,400 2,045,200
2,640,000 2,644,000 2,648,000 2,652,000 2,656,000	2,648,000 2,652,000 2,656,000	1,768,000 1,770,800 1,773,600 1,776,400 1,779,200	2,840,000 2,844,000 2,848,000 2,852,000 2,856,000	2,844,000 2,848,000 2,852,000 2,856,000 2,860,000	1,908,000 1,910,800 1,913,600 1,916,400 1,919,200	3,040,000 3,044,000 3,048,000 3,052,000 3,056,000	3,044,000 3,048,000 3,052,000 3,056,000 3,060,000	2,048,000 2,050,800 2,053,600 2,056,400 2,059,200

<u> </u>					`		013 0,0	00,000 1)
給与等	給与等の金額 給与所得担				給与所得控 除後の給与	給与等の金額		給与所得控 除後の給与
以上	未満	等の金額	以上	未 満	等の金額	以上	未満	等の金額
3,060,000 3,064,000 3,068,000 3,072,000 3,076,000	3,064,000 3,068,000 3,072,000 3,076,000 3,080,000	円 2,062,000 2,064,800 2,067,600 2,070,400 2,073,200	第3,260,000 3,264,000 3,268,000 3,272,000 3,276,000	円 3,264,000 3,268,000 3,272,000 3,276,000 3,280,000	円 2,202,000 2,204,800 2,207,600 2,210,400 2,213,200	3,460,000 3,464,000 3,468,000 3,472,000 3,476,000	3,464,000 3,468,000 3,472,000 3,476,000 3,480,000	円 2,342,000 2,344,800 2,347,600 2,350,400 2,353,200
3,080,000 3,084,000 3,088,000 3,092,000 3,096,000		2,076,000 2,078,800 2,081,600 2,084,400 2,087,200	3,280,000 3,284,000 3,288,000 3,292,000 3,296,000	3,284,000 3,288,000 3,292,000 3,296,000 3,300,000	2,216,000 2,218,800 2,221,600 2,224,400 2,227,200	3,480,000 3,484,000 3,488,000 3,492,000 3,496,000	3,488,000 3,492,000 3,496,000	2,356,000 2,358,800 2,361,600 2,364,400 2,367,200
3,100,000 3,104,000 3,108,000 3,112,000 3,116,000	3,108,000 3,112,000	2,090,000 2,092,800 2,095,600 2,098,400 2,101,200	3,300,000 3,304,000 3,308,000 3,312,000 3,316,000	3,304,000 3,308,000 3,312,000 3,316,000 3,320,000	2,230,000 2,232,800 2,235,600 2,238,400 2,241,200	3,500,000 3,504,000 3,508,000 3,512,000 3,516,000	3,508,000 3,512,000	2,370,000 2,372,800 2,375,600 2,378,400 2,381,200
3,120,000 3,124,000 3,128,000 3,132,000 3,136,000	3,124,000 3,128,000 3,132,000 3,136,000 3,140,000	2,104,000 2,106,800 2,109,600 2,112,400 2,115,200	3,320,000 3,324,000 3,328,000 3,332,000 3,336,000	3,324,000 3,328,000 3,332,000 3,336,000 3,340,000	2,244,000 2,246,800 2,249,600 2,252,400 2,255,200	3,520,000 3,524,000 3,528,000 3,532,000 3,536,000	3,532,000 3,536,000	2,384,000 2,386,800 2,389,600 2,392,400 2,395,200
3,140,000 3,144,000 3,148,000 3,152,000 3,156,000	3,148,000 3,152,000 3,156,000	2,118,000 2,120,800 2,123,600 2,126,400 2,129,200	3,340,000 3,344,000 3,348,000 3,352,000 3,356,000	3,344,000 3,348,000 3,352,000 3,356,000 3,360,000	2,258,000 2,260,800 2,263,600 2,266,400 2,269,200	3,540,000 3,544,000 3,548,000 3,552,000 3,556,000	3,552,000 3,556,000	2,398,000 2,400,800 2,403,600 2,406,400 2,409,200
3,160,000 3,164,000 3,168,000 3,172,000 3,176,000	3,172,000 3,176,000	2,132,000 2,134,800 2,137,600 2,140,400 2,143,200	3,360,000 3,364,000 3,368,000 3,372,000 3,376,000	3,364,000 3,368,000 3,372,000 3,376,000 3,380,000	2,272,000 2,274,800 2,277,600 2,280,400 2,283,200	3,560,000 3,564,000 3,568,000 3,572,000 3,576,000	3,572,000 3,576,000	2,412,000 2,414,800 2,417,600 2,420,400 2,423,200
3,180,000 3,184,000 3,188,000 3,192,000 3,196,000	3,192,000 3,196,000	2,146,000 2,148,800 2,151,600 2,154,400 2,157,200	3,380,000 3,384,000 3,388,000 3,392,000 3,396,000	3,384,000 3,388,000 3,392,000 3,396,000 3,400,000	2,286,000 2,288,800 2,291,600 2,294,400 2,297,200	3,580,000 3,584,000 3,588,000 3,592,000 3,596,000	3,584,000 3,588,000 3,592,000 3,596,000 3,600,000	2,426,000 2,428,800 2,431,600 2,434,400 2,437,200
3,200,000 3,204,000 3,208,000 3,212,000 3,216,000	3,204,000 3,208,000 3,212,000 3,216,000 3,220,000	2,160,000 2,162,800 2,165,600 2,168,400 2,171,200	3,400,000 3,404,000 3,408,000 3,412,000 3,416,000	3,404,000 3,408,000 3,412,000 3,416,000 3,420,000	2,300,000 2,302,800 2,305,600 2,308,400 2,311,200	3,600,000 3,604,000 3,608,000 3,612,000 3,616,000	3,604,000 3,608,000 3,612,000 3,616,000 3,620,000	2,440,000 2,443,200 2,446,400 2,449,600 2,452,800
3,220,000 3,224,000 3,228,000 3,232,000 3,236,000	3,224,000 3,228,000 3,232,000 3,236,000 3,240,000	2,174,000 2,176,800 2,179,600 2,182,400 2,185,200	3,420,000 3,424,000 3,428,000 3,432,000 3,436,000	3,424,000 3,428,000 3,432,000 3,436,000 3,440,000	2,314,000 2,316,800 2,319,600 2,322,400 2,325,200	3,620,000 3,624,000 3,628,000 3,632,000 3,636,000	3,624,000 3,628,000 3,632,000 3,636,000 3,640,000	2,456,000 2,459,200 2,462,400 2,465,600 2,468,800
3,240,000 3,244,000 3,248,000 3,252,000 3,256,000	3,244,000 3,248,000 3,252,000 3,256,000 3,260,000	2,188,000 2,190,800 2,193,600 2,196,400 2,199,200	3,440,000 3,444,000 3,448,000 3,452,000 3,456,000	3,444,000 3,448,000 3,452,000 3,456,000 3,460,000	2,328,000 2,330,800 2,333,600 2,336,400 2,339,200	3,640,000 3,644,000 3,648,000 3,652,000 3,656,000	3,644,000 3,648,000 3,652,000 3,656,000 3,660,000	2,472,000 2,475,200 2,478,400 2,481,600 2,484,800

(121)							0 1 3 1,2	00,00011)
給与等	給与等の金額		給与等	の金額	給与所得控	給与等の金額		給与所得控
以上	未満	- 除後の給与 等の金額	以上	未満	除後の給与 等の金額	以上	未満	除後の給与 等の金額
3,660,000 3,664,000 3,668,000 3,672,000 3,676,000	3,664,000 3,668,000 3,672,000 3,676,000	2,491,200 2,494,400 2,497,600	3,860,000 3,864,000 3,868,000 3,872,000 3,876,000	3,864,000 3,868,000 3,872,000 3,876,000 3,880,000	2,648,000 2,651,200 2,654,400 2,657,600 2,660,800	4,060,000 4,064,000 4,068,000 4,072,000 4,076,000	4,068,000 4,072,000	2,808,000 2,811,200 2,814,400 2,817,600 2,820,800
3,680,000 3,684,000 3,688,000 3,692,000 3,696,000	3,688,000 3,692,000 3,696,000	2,507,200 2,510,400 2,513,600	3,880,000 3,884,000 3,888,000 3,892,000 3,896,000	3,884,000 3,888,000 3,892,000 3,896,000 3,900,000	2,664,000 2,667,200 2,670,400 2,673,600 2,676,800	4,080,000 4,084,000 4,088,000 4,092,000 4,096,000	4,088,000 4,092,000 4,096,000	2,824,000 2,827,200 2,830,400 2,833,600 2,836,800
3,700,000 3,704,000 3,708,000 3,712,000 3,716,000	3,708,000 3,712,000 3,716,000	2,523,200 2,526,400 2,529,600	3,900,000 3,904,000 3,908,000 3,912,000 3,916,000	3,904,000 3,908,000 3,912,000 3,916,000 3,920,000	2,680,000 2,683,200 2,686,400 2,689,600 2,692,800	4,100,000 4,104,000 4,108,000 4,112,000 4,116,000	4,108,000 4,112,000 4,116,000	2,840,000 2,843,200 2,846,400 2,849,600 2,852,800
3,720,000 3,724,000 3,728,000 3,732,000 3,736,000	3,728,000 3,732,000 3,736,000	2,539,200 2,542,400 2,545,600	3,920,000 3,924,000 3,928,000 3,932,000 3,936,000	3,924,000 3,928,000 3,932,000 3,936,000 3,940,000	2,696,000 2,699,200 2,702,400 2,705,600 2,708,800	4,120,000 4,124,000 4,128,000 4,132,000 4,136,000	4,128,000 4,132,000 4,136,000	2,856,000 2,859,200 2,862,400 2,865,600 2,868,800
3,740,000 3,744,000 3,748,000 3,752,000 3,756,000	3,748,000 3,752,000 3,756,000	2,555,200 2,558,400 2,561,600	3,940,000 3,944,000 3,948,000 3,952,000 3,956,000	3,944,000 3,948,000 3,952,000 3,956,000 3,960,000	2,712,000 2,715,200 2,718,400 2,721,600 2,724,800	4,140,000 4,144,000 4,148,000 4,152,000 4,156,000	4,152,000 4,156,000	2,872,000 2,875,200 2,878,400 2,881,600 2,884,800
3,760,000 3,764,000 3,768,000 3,772,000 3,776,000	3,768,000 3,772,000 3,776,000	2,571,200 2,574,400 2,577,600	3,960,000 3,964,000 3,968,000 3,972,000 3,976,000	3,964,000 3,968,000 3,972,000 3,976,000 3,980,000	2,728,000 2,731,200 2,734,400 2,737,600 2,740,800	4,160,000 4,164,000 4,168,000 4,172,000 4,176,000	4,168,000 4,172,000	2,888,000 2,891,200 2,894,400 2,897,600 2,900,800
3,780,000 3,784,000 3,788,000 3,792,000 3,796,000	3,788,000 3,792,000 3,796,000	2,587,200 2,590,400 2,593,600	3,980,000 3,984,000 3,988,000 3,992,000 3,996,000	3,984,000 3,988,000 3,992,000 3,996,000 4,000,000	2,744,000 2,747,200 2,750,400 2,753,600 2,756,800	4,180,000 4,184,000 4,188,000 4,192,000 4,196,000	4,188,000 4,192,000 4,196,000	2,904,000 2,907,200 2,910,400 2,913,600 2,916,800
3,800,000 3,804,000 3,808,000 3,812,000 3,816,000	3,808,000 3,812,000 3,816,000	2,603,200 2,606,400 2,609,600	4,000,000 4,004,000 4,008,000 4,012,000 4,016,000	4,004,000 4,008,000 4,012,000 4,016,000 4,020,000	2,760,000 2,763,200 2,766,400 2,769,600 2,772,800	4,200,000 4,204,000 4,208,000 4,212,000 4,216,000	4,212,000 4,216,000	2,920,000 2,923,200 2,926,400 2,929,600 2,932,800
3,820,000 3,824,000 3,828,000 3,832,000 3,836,000	3,828,000 3,832,000 3,836,000	2,619,200 2,622,400 2,625,600	4,020,000 4,024,000 4,028,000 4,032,000 4,036,000	4,024,000 4,028,000 4,032,000 4,036,000 4,040,000	2,776,000 2,779,200 2,782,400 2,785,600 2,788,800	4,220,000 4,224,000 4,228,000 4,232,000 4,236,000	4,232,000 4,236,000	2,936,000 2,939,200 2,942,400 2,945,600 2,948,800
3,840,000 3,844,000 3,848,000 3,852,000 3,856,000	3,848,000 3,852,000 3,856,000	2,635,200 2,638,400 2,641,600	4,040,000 4,044,000 4,048,000 4,052,000 4,056,000	4,044,000 4,048,000 4,052,000 4,056,000 4,060,000	2,792,000 2,795,200 2,798,400 2,801,600 2,804,800	4,240,000 4,244,000 4,248,000 4,252,000 4,256,000	4,256,000	2,952,000 2,955,200 2,958,400 2,961,600 2,964,800

(11.)					`	1,200,00	013 2,0	09,999 1)
給与等	給与等の金額 給与所得控 除後の給与		給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控 除後の給与
以上	未満	等の金額	以上	未 満	除後の給与等の金額	以上	未満	等の金額
4,260,000 4,264,000 4,268,000 4,272,000 4,276,000	4,268,000 4,272,000 4,276,000	2,968,000 2,971,200 2,974,400 2,977,600 2,980,800	4,460,000 4,464,000 4,468,000 4,472,000 4,476,000	4,464,000 4,468,000 4,472,000 4,476,000 4,480,000	3,128,000 3,131,200 3,134,400 3,137,600 3,140,800	4,660,000 4,664,000 4,668,000 4,672,000 4,676,000	4,664,000 4,668,000 4,672,000 4,676,000 4,680,000	3,288,000 3,291,200 3,294,400 3,297,600 3,300,800
4,280,000 4,284,000 4,288,000 4,292,000 4,296,000	4,288,000 4,292,000 4,296,000	2,984,000 2,987,200 2,990,400 2,993,600 2,996,800	4,480,000 4,484,000 4,488,000 4,492,000 4,496,000	4,484,000 4,488,000 4,492,000 4,496,000 4,500,000	3,144,000 3,147,200 3,150,400 3,153,600 3,156,800	4,680,000 4,684,000 4,688,000 4,692,000 4,696,000	4,688,000 4,692,000 4,696,000	3,304,000 3,307,200 3,310,400 3,313,600 3,316,800
4,300,000 4,304,000 4,308,000 4,312,000 4,316,000	4,308,000 4,312,000 4,316,000	3,000,000 3,003,200 3,006,400 3,009,600 3,012,800	4,500,000 4,504,000 4,508,000 4,512,000 4,516,000	4,504,000 4,508,000 4,512,000 4,516,000 4,520,000	3,160,000 3,163,200 3,166,400 3,169,600 3,172,800	4,700,000 4,704,000 4,708,000 4,712,000 4,716,000	4,708,000 4,712,000	3,320,000 3,323,200 3,326,400 3,329,600 3,332,800
4,320,000 4,324,000 4,328,000 4,332,000 4,336,000	4,328,000 4,332,000 4,336,000	3,016,000 3,019,200 3,022,400 3,025,600 3,028,800	4,520,000 4,524,000 4,528,000 4,532,000 4,536,000	4,524,000 4,528,000 4,532,000 4,536,000 4,540,000	3,176,000 3,179,200 3,182,400 3,185,600 3,188,800	4,720,000 4,724,000 4,728,000 4,732,000 4,736,000	4,728,000 4,732,000 4,736,000	3,336,000 3,339,200 3,342,400 3,345,600 3,348,800
4,340,000 4,344,000 4,348,000 4,352,000 4,356,000	4,348,000 4,352,000 4,356,000	3,032,000 3,035,200 3,038,400 3,041,600 3,044,800	4,540,000 4,544,000 4,548,000 4,552,000 4,556,000	4,544,000 4,548,000 4,552,000 4,556,000 4,560,000	3,192,000 3,195,200 3,198,400 3,201,600 3,204,800	4,740,000 4,744,000 4,748,000 4,752,000 4,756,000	4,748,000 4,752,000 4,756,000	3,352,000 3,355,200 3,358,400 3,361,600 3,364,800
4,360,000 4,364,000 4,368,000 4,372,000 4,376,000	4,368,000 4,372,000 4,376,000	3,048,000 3,051,200 3,054,400 3,057,600 3,060,800	4,560,000 4,564,000 4,568,000 4,572,000 4,576,000	4,564,000 4,568,000 4,572,000 4,576,000 4,580,000	3,208,000 3,211,200 3,214,400 3,217,600 3,220,800	4,760,000 4,764,000 4,768,000 4,772,000 4,776,000	4,772,000 4,776,000	3,368,000 3,371,200 3,374,400 3,377,600 3,380,800
4,380,000 4,384,000 4,388,000 4,392,000 4,396,000	4,388,000 4,392,000 4,396,000	3,064,000 3,067,200 3,070,400 3,073,600 3,076,800	4,580,000 4,584,000 4,588,000 4,592,000 4,596,000	4,584,000 4,588,000 4,592,000 4,596,000 4,600,000	3,224,000 3,227,200 3,230,400 3,233,600 3,236,800	4,780,000 4,784,000 4,788,000 4,792,000 4,796,000		3,384,000 3,387,200 3,390,400 3,393,600 3,396,800
4,400,000 4,404,000 4,408,000 4,412,000 4,416,000	4,408,000 4,412,000 4,416,000	3,080,000 3,083,200 3,086,400 3,089,600 3,092,800	4,600,000 4,604,000 4,608,000 4,612,000 4,616,000	4,604,000 4,608,000 4,612,000 4,616,000 4,620,000	3,240,000 3,243,200 3,246,400 3,249,600 3,252,800	4,800,000 4,804,000 4,808,000 4,812,000 4,816,000	4,816,000	3,400,000 3,403,200 3,406,400 3,409,600 3,412,800
4,420,000 4,424,000 4,428,000 4,432,000 4,436,000	4,428,000 4,432,000 4,436,000	3,096,000 3,099,200 3,102,400 3,105,600 3,108,800	4,620,000 4,624,000 4,628,000 4,632,000 4,636,000	4,624,000 4,628,000 4,632,000 4,636,000 4,640,000	3,256,000 3,259,200 3,262,400 3,265,600 3,268,800	4,820,000 4,824,000 4,828,000 4,832,000 4,836,000	4,828,000 4,832,000 4,836,000	3,416,000 3,419,200 3,422,400 3,425,600 3,428,800
4,440,000 4,444,000 4,448,000 4,452,000 4,456,000	4,448,000 4,452,000 4,456,000	3,112,000 3,115,200 3,118,400 3,121,600 3,124,800	4,640,000 4,644,000 4,648,000 4,652,000 4,656,000	4,644,000 4,648,000 4,652,000 4,656,000 4,660,000	3,272,000 3,275,200 3,278,400 3,281,600 3,284,800	4,840,000 4,844,000 4,848,000 4,852,000 4,856,000	4,848,000 4,852,000 4,856,000	3,432,000 3,435,200 3,438,400 3,441,600 3,444,800

					`	1,000,00	011 0,	£00,000 1)
給与等	給与等の金額給与		給与等の金額		給与所得控 除後の給与	給与等	の金額	給与所得控 除後の給与
以上	未満	除後の給与 等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額
4,860,000 4,864,000 4,868,000 4,872,000 4,876,000	4,868,000 4,872,000 4,876,000	3,448,000 3,451,200 3,454,400 3,457,600 3,460,800	5,060,000 5,064,000 5,068,000 5,072,000 5,076,000	5,064,000 5,068,000 5,072,000 5,076,000 5,080,000	3,608,000 3,611,200 3,614,400 3,617,600 3,620,800	5,260,000 5,264,000 5,268,000 5,272,000 5,276,000	5,264,000 5,268,000 5,272,000 5,276,000 5,280,000	3,768,000 3,771,200 3,774,400 3,777,600 3,780,800
4,880,000 4,884,000 4,888,000 4,892,000 4,896,000	4,888,000 4,892,000 4,896,000	3,464,000 3,467,200 3,470,400 3,473,600 3,476,800	5,080,000 5,084,000 5,088,000 5,092,000 5,096,000	5,084,000 5,088,000 5,092,000 5,096,000 5,100,000	3,624,000 3,627,200 3,630,400 3,633,600 3,636,800	5,280,000 5,284,000 5,288,000 5,292,000 5,296,000	5,284,000 5,288,000 5,292,000 5,296,000 5,300,000	3,784,000 3,787,200 3,790,400 3,793,600 3,796,800
4,900,000 4,904,000 4,908,000 4,912,000 4,916,000	4,908,000 4,912,000 4,916,000	3,480,000 3,483,200 3,486,400 3,489,600 3,492,800	5,100,000 5,104,000 5,108,000 5,112,000 5,116,000	5,104,000 5,108,000 5,112,000 5,116,000 5,120,000	3,640,000 3,643,200 3,646,400 3,649,600 3,652,800	5,300,000 5,304,000 5,308,000 5,312,000 5,316,000	5,304,000 5,308,000 5,312,000 5,316,000 5,320,000	3,800,000 3,803,200 3,806,400 3,809,600 3,812,800
4,920,000 4,924,000 4,928,000 4,932,000 4,936,000	4,928,000 4,932,000 4,936,000	3,496,000 3,499,200 3,502,400 3,505,600 3,508,800	5,120,000 5,124,000 5,128,000 5,132,000 5,136,000	5,124,000 5,128,000 5,132,000 5,136,000 5,140,000	3,656,000 3,659,200 3,662,400 3,665,600 3,668,800	5,320,000 5,324,000 5,328,000 5,332,000 5,336,000	5,324,000 5,328,000 5,332,000 5,336,000 5,340,000	3,816,000 3,819,200 3,822,400 3,825,600 3,828,800
4,940,000 4,944,000 4,948,000 4,952,000 4,956,000	4,948,000 4,952,000 4,956,000	3,512,000 3,515,200 3,518,400 3,521,600 3,524,800	5,140,000 5,144,000 5,148,000 5,152,000 5,156,000	5,144,000 5,148,000 5,152,000 5,156,000 5,160,000	3,672,000 3,675,200 3,678,400 3,681,600 3,684,800	5,340,000 5,344,000 5,348,000 5,352,000 5,356,000	5,344,000 5,348,000 5,352,000 5,356,000 5,360,000	3,832,000 3,835,200 3,838,400 3,841,600 3,844,800
4,960,000 4,964,000 4,968,000 4,972,000 4,976,000	4,968,000 4,972,000 4,976,000	3,528,000 3,531,200 3,534,400 3,537,600 3,540,800	5,160,000 5,164,000 5,168,000 5,172,000 5,176,000	5,164,000 5,168,000 5,172,000 5,176,000 5,180,000	3,688,000 3,691,200 3,694,400 3,697,600 3,700,800	5,360,000 5,364,000 5,368,000 5,372,000 5,376,000	5,364,000 5,368,000 5,372,000 5,376,000 5,380,000	3,848,000 3,851,200 3,854,400 3,857,600 3,860,800
4,980,000 4,984,000 4,988,000 4,992,000 4,996,000	4,988,000 4,992,000 4,996,000	3,544,000 3,547,200 3,550,400 3,553,600 3,556,800	5,180,000 5,184,000 5,188,000 5,192,000 5,196,000	5,184,000 5,188,000 5,192,000 5,196,000 5,200,000	3,704,000 3,707,200 3,710,400 3,713,600 3,716,800	5,380,000 5,384,000 5,388,000 5,392,000 5,396,000	5,384,000 5,388,000 5,392,000 5,396,000 5,400,000	3,864,000 3,867,200 3,870,400 3,873,600 3,876,800
5,000,000 5,004,000 5,008,000 5,012,000 5,016,000	5,008,000 5,012,000 5,016,000	3,560,000 3,563,200 3,566,400 3,569,600 3,572,800	5,200,000 5,204,000 5,208,000 5,212,000 5,216,000	5,204,000 5,208,000 5,212,000 5,216,000 5,220,000	3,720,000 3,723,200 3,726,400 3,729,600 3,732,800	5,400,000 5,404,000 5,408,000 5,412,000 5,416,000	5,404,000 5,408,000 5,412,000 5,416,000 5,420,000	3,880,000 3,883,200 3,886,400 3,889,600 3,892,800
5,020,000 5,024,000 5,028,000 5,032,000 5,036,000	5,028,000 5,032,000 5,036,000	3,576,000 3,579,200 3,582,400 3,585,600 3,588,800	5,220,000 5,224,000 5,228,000 5,232,000 5,236,000	5,224,000 5,228,000 5,232,000 5,236,000 5,240,000	3,736,000 3,739,200 3,742,400 3,745,600 3,748,800	5,420,000 5,424,000 5,428,000 5,432,000 5,436,000	5,424,000 5,428,000 5,432,000 5,436,000 5,440,000	3,896,000 3,899,200 3,902,400 3,905,600 3,908,800
5,040,000 5,044,000 5,048,000 5,052,000 5,056,000	5,048,000 5,052,000 5,056,000	3,592,000 3,595,200 3,598,400 3,601,600 3,604,800	5,240,000 5,244,000 5,248,000 5,252,000 5,256,000	5,244,000 5,248,000 5,252,000 5,256,000 5,260,000	3,752,000 3,755,200 3,758,400 3,761,600 3,764,800	5,440,000 5,444,000 5,448,000 5,452,000 5,456,000	5,444,000 5,448,000 5,452,000 5,456,000 5,460,000	3,912,000 3,915,200 3,918,400 3,921,600 3,924,800

						0,100,00	,	00,000 17
給与等の金額		給与所得控	給与等	の金額	給与所得控	給与等	の金額	給与所得控
以上	未満	等の金額	以上	未 満	除後の給与等の金額	以上	未 満	除後の給与 等の金額
5,460,000 5,464,000 5,468,000 5,472,000 5,476,000	5,468,000 5,472,000 5,476,000	円 3,928,000 3,931,200 3,934,400 3,937,600 3,940,800	5,660,000 5,664,000 5,668,000 5,672,000 5,676,000	万 5,664,000 5,668,000 5,672,000 5,676,000 5,680,000	4,088,000 4,091,200 4,094,400 4,097,600 4,100,800	5,860,000 5,864,000 5,868,000 5,872,000 5,876,000	5,868,000 5,872,000 5,876,000	H 4,248,000 4,251,200 4,254,400 4,257,600 4,260,800
5,480,000 5,484,000 5,488,000 5,492,000 5,496,000	5,488,000 5,492,000 5,496,000	3,944,000 3,947,200 3,950,400 3,953,600 3,956,800	5,680,000 5,684,000 5,688,000 5,692,000 5,696,000	5,684,000 5,688,000 5,692,000 5,696,000 5,700,000	4,104,000 4,107,200 4,110,400 4,113,600 4,116,800	5,880,000 5,884,000 5,888,000 5,892,000 5,896,000	5,888,000 5,892,000 5,896,000	4,264,000 4,267,200 4,270,400 4,273,600 4,276,800
5,500,000 5,504,000 5,508,000 5,512,000 5,516,000	5,508,000 5,512,000 5,516,000	3,960,000 3,963,200 3,966,400 3,969,600 3,972,800	5,700,000 5,704,000 5,708,000 5,712,000 5,716,000	5,704,000 5,708,000 5,712,000 5,716,000 5,720,000	4,120,000 4,123,200 4,126,400 4,129,600 4,132,800	5,900,000 5,904,000 5,908,000 5,912,000 5,916,000	5,908,000 5,912,000 5,916,000	4,280,000 4,283,200 4,286,400 4,289,600 4,292,800
5,520,000 5,524,000 5,528,000 5,532,000 5,536,000	5,528,000 5,532,000 5,536,000	3,976,000 3,979,200 3,982,400 3,985,600 3,988,800	5,720,000 5,724,000 5,728,000 5,732,000 5,736,000	5,724,000 5,728,000 5,732,000 5,736,000 5,740,000	4,136,000 4,139,200 4,142,400 4,145,600 4,148,800	5,920,000 5,924,000 5,928,000 5,932,000 5,936,000	5,932,000 5,936,000	4,296,000 4,299,200 4,302,400 4,305,600 4,308,800
5,540,000 5,544,000 5,548,000 5,552,000 5,556,000	5,548,000 5,552,000 5,556,000	3,992,000 3,995,200 3,998,400 4,001,600 4,004,800	5,740,000 5,744,000 5,748,000 5,752,000 5,756,000	5,744,000 5,748,000 5,752,000 5,756,000 5,760,000	4,152,000 4,155,200 4,158,400 4,161,600 4,164,800	5,940,000 5,944,000 5,948,000 5,952,000 5,956,000		4,312,000 4,315,200 4,318,400 4,321,600 4,324,800
5,560,000 5,564,000 5,568,000 5,572,000 5,576,000	5,568,000 5,572,000 5,576,000	4,008,000 4,011,200 4,014,400 4,017,600 4,020,800	5,760,000 5,764,000 5,768,000 5,772,000 5,776,000	5,764,000 5,768,000 5,772,000 5,776,000 5,780,000	4,168,000 4,171,200 4,174,400 4,177,600 4,180,800	5,960,000 5,964,000 5,968,000 5,972,000 5,976,000	5,968,000	4,328,000 4,331,200 4,334,400 4,337,600 4,340,800
5,580,000 5,584,000 5,588,000 5,592,000 5,596,000	5,588,000 5,592,000 5,596,000	4,024,000 4,027,200 4,030,400 4,033,600 4,036,800	5,780,000 5,784,000 5,788,000 5,792,000 5,796,000	5,784,000 5,788,000 5,792,000 5,796,000 5,800,000	4,184,000 4,187,200 4,190,400 4,193,600 4,196,800	5,980,000 5,984,000 5,988,000 5,992,000 5,996,000	5,988,000	4,344,000 4,347,200 4,350,400 4,353,600 4,356,800
5,600,000 5,604,000 5,608,000 5,612,000 5,616,000	5,608,000 5,612,000 5,616,000	4,040,000 4,043,200 4,046,400 4,049,600 4,052,800	5,800,000 5,804,000 5,808,000 5,812,000 5,816,000	5,804,000 5,808,000 5,812,000 5,816,000 5,820,000	4,200,000 4,203,200 4,206,400 4,209,600 4,212,800	6,000,000 6,004,000 6,008,000 6,012,000 6,016,000	6,008,000 6,012,000 6,016,000	4,360,000 4,363,200 4,366,400 4,369,600 4,372,800
5,620,000 5,624,000 5,628,000 5,632,000 5,636,000	5,628,000 5,632,000 5,636,000	4,056,000 4,059,200 4,062,400 4,065,600 4,068,800	5,820,000 5,824,000 5,828,000 5,832,000 5,836,000	5,824,000 5,828,000 5,832,000 5,836,000 5,840,000	4,216,000 4,219,200 4,222,400 4,225,600 4,228,800	6,020,000 6,024,000 6,028,000 6,032,000 6,036,000	6,028,000 6,032,000 6,036,000	4,376,000 4,379,200 4,382,400 4,385,600 4,388,800
5,640,000 5,644,000 5,648,000 5,652,000 5,656,000	5,648,000 5,652,000 5,656,000	4,072,000 4,075,200 4,078,400 4,081,600 4,084,800	5,840,000 5,844,000 5,848,000 5,852,000 5,856,000	5,844,000 5,848,000 5,852,000 5,856,000 5,860,000	4,232,000 4,235,200 4,238,400 4,241,600 4,244,800	6,040,000 6,044,000 6,048,000 6,052,000 6,056,000	6,052,000 6,056,000	4,392,000 4,395,200 4,398,400 4,401,600 4,404,800

				(0	,000,000	13 20,0	,000,000 1)	
給与等	給与等の金額 給与所得		給与等の金額		給与所得控 除後の給与	給与等の金額		給与所得控 除後の給与
以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未 満	等の金額
6,060,000 6,064,000 6,068,000 6,072,000 6,076,000	6,064,00 6,068,00 6,072,00 6,076,00	4,408,000 4,411,200 4,414,400 4,417,600	6,260,000 6,264,000 6,268,000 6,272,000 6,276,000	6,264,000 6,268,000 6,272,000 6,276,000 6,280,000	4,568,000 4,571,200 4,574,400 4,577,600 4,580,800	6,460,000 6,464,000 6,468,000 6,472,000 6,476,000	6,468,000 6,472,000 6,476,000	4,728,000 4,731,200 4,734,400 4,737,600 4,740,800
6,080,000 6,084,000 6,088,000 6,092,000 6,096,000	6,088,00 6,092,00 6,096,00	4,427,200 4,430,400 4,433,600	6,280,000 6,284,000 6,288,000 6,292,000 6,296,000	6,284,000 6,288,000 6,292,000 6,296,000 6,300,000	4,584,000 4,587,200 4,590,400 4,593,600 4,596,800	6,480,000 6,484,000 6,488,000 6,492,000 6,496,000	6,488,000 6,492,000 6,496,000	4,744,000 4,747,200 4,750,400 4,753,600 4,756,800
6,100,000 6,104,000 6,108,000 6,112,000 6,116,000	6,108,00 6,112,00 6,116,00	4,443,200 4,446,400 4,449,600	6,300,000 6,304,000 6,308,000 6,312,000 6,316,000	6,304,000 6,308,000 6,312,000 6,316,000 6,320,000	4,600,000 4,603,200 4,606,400 4,609,600 4,612,800	6,500,000 6,504,000 6,508,000 6,512,000 6,516,000	6,508,000 6,512,000 6,516,000	4,760,000 4,763,200 4,766,400 4,769,600 4,772,800
6,120,000 6,124,000 6,128,000 6,132,000 6,136,000	6,128,00 6,132,00 6,136,00	4,459,200 4,462,400 4,465,600	6,320,000 6,324,000 6,328,000 6,332,000 6,336,000	6,324,000 6,328,000 6,332,000 6,336,000 6,340,000	4,616,000 4,619,200 4,622,400 4,625,600 4,628,800	6,520,000 6,524,000 6,528,000 6,532,000 6,536,000	6,528,000 6,532,000 6,536,000	4,776,000 4,779,200 4,782,400 4,785,600 4,788,800
6,140,000 6,144,000 6,148,000 6,152,000 6,156,000	6,148,00 6,152,00 6,156,00	4,475,200 4,478,400 4,481,600	6,340,000 6,344,000 6,348,000 6,352,000 6,356,000	6,344,000 6,348,000 6,352,000 6,356,000 6,360,000	4,632,000 4,635,200 4,638,400 4,641,600 4,644,800	6,540,000 6,544,000 6,548,000 6,552,000 6,556,000	6,552,000 6,556,000	4,792,000 4,795,200 4,798,400 4,801,600 4,804,800
6,160,000 6,164,000 6,168,000 6,172,000 6,176,000	6,168,00 6,172,00 6,176,00	4,491,200 4,494,400 4,497,600	6,360,000 6,364,000 6,368,000 6,372,000 6,376,000	6,364,000 6,368,000 6,372,000 6,376,000 6,380,000	4,648,000 4,651,200 4,654,400 4,657,600 4,660,800	6,560,000 6,564,000 6,568,000 6,572,000 6,576,000	6,568,000 6,572,000	4,808,000 4,811,200 4,814,400 4,817,600 4,820,800
6,180,000 6,184,000 6,188,000 6,192,000 6,196,000	6,188,00 6,192,00 6,196,00	4,507,200 4,510,400 4,513,600	6,380,000 6,384,000 6,388,000 6,392,000 6,396,000	6,384,000 6,388,000 6,392,000 6,396,000 6,400,000	4,664,000 4,667,200 4,670,400 4,673,600 4,676,800	6,580,000 6,584,000 6,588,000 6,592,000 6,596,000	6,588,000 6,592,000 6,596,000	4,824,000 4,827,200 4,830,400 4,833,600 4,836,800
6,200,000 6,204,000 6,208,000 6,212,000 6,216,000	6,208,00 6,212,00 6,216,00	4,523,200 4,526,400 4,529,600	6,400,000 6,404,000 6,408,000 6,412,000 6,416,000	6,404,000 6,408,000 6,412,000 6,416,000 6,420,000	4,680,000 4,683,200 4,686,400 4,689,600 4,692,800	6,600,000	8,500,000	給与等の金額に 90%を乗じて算 出した金額から 1,100,000円を控 除した金額
6,220,000 6,224,000 6,228,000 6,232,000 6,236,000	6,228,00 6,232,00 6,236,00	4,539,200 4,542,400 4,545,600	6,420,000 6,424,000 6,428,000 6,432,000 6,436,000	6,424,000 6,428,000 6,432,000 6,436,000 6,440,000	4,696,000 4,699,200 4,702,400 4,705,600 4,708,800	8,500,000	20,000,000	給与等の金額から1,950,000円を 控除した金額
6,240,000 6,244,000 6,248,000 6,252,000 6,256,000	6,248,00 6,252,00 6,256,00	4,555,200 4,558,400 4,561,600	6,440,000 6,444,000 6,448,000 6,452,000 6,456,000	6,444,000 6,448,000 6,452,000 6,456,000 6,460,000	4,712,000 4,715,200 4,718,400 4,721,600 4,724,800	20,000	 , 000円	18,050,000円

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が6,600,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

令和7年分

わかりやすい 年末調整実務のポイント

令和7年10月 発 行

執 筆 税理士 杉尾 充茂

発 行 公益財団法人 全国法人会総連合 〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町 5-6 FAX 03 (3357) 6682

